

第六十八回国会 商工委員会 議 録 第十七号

昭和四十七年四月二十六日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 嶋田 宗一君

理事 浦野 幸男君 理事 小宮山重四郎君

理事 進藤 一馬君 理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君 理事 中村 重光君

理事 近江巳記夫君 理事 吉田 泰造君

理事 内田 常雄君 理事 小川 平二君

理事 神田 博君 理事 北澤 直吉君

理事 左藤 恵君 理事 坂本三十次君

理事 塩崎 潤君 理事 田中 榮一君

理事 羽田野忠文君 理事 八田 貞義君

理事 林 義郎君 理事 前田 正男君

理事 増岡 博之君 理事 松永 光君

理事 山田 久就君 理事 岡田 利春君

理事 加藤 清二君 理事 松平 忠久君

理事 岡本 富夫君 理事 松尾 信人君

理事 川端 文夫君 理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

出席府政委員

経済企画庁総合 岡部 保君

開発局長 稲村佐近四郎君

通商産業政務 次官 本田 早苗君

通商産業省企業 局長 田中 芳秋君

通商産業省重工 局参事官 矢島 嗣郎君

通商産業省重工 局長 太田 暢人君

工業技術院長 高橋 淑郎君

中小企業庁長官 仲矢 鋭君

通商産業大臣官 房審議官

委員外の出席者

通商産業大臣官 仲矢 鋭君

房審議官

計量研究所第四 増井 敏郎君
部長 労働省労働局補 金丸 明君
社共済課長 商工委員会調査 藤沼 六郎君
室長

委員の異動
四月二十六日

辞任 伊平君

同日 始関 伊平君

林 義郎君

補欠選任 始関 伊平君

同日 林 義郎君

補欠選任 始関 伊平君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

同日 林 義郎君

<

流動化する日本の経済の中において、小規模企業のあり方というのに対してこうあるべきだという一つの方向づけをお持ちになる必要があるんじゃないか、こう考えるんだが、その検討はなされていくのか、なされているのか、この点を御答へ願いたいと思う。

○高橋(通)政府委員 基本的な中小企業政策のあり方、なかなか小規模企業対策というのにつきましまして、現在中小企業政策審議会の企画小委員会という御審議をいただいておりますし、その審議に際しまして事務局としてもいろいろな形で参画をいたしております。それでその中間答申をいただいておりますが、ただいま現在、先ほど申しましたように、この新しい時代に対処するために小規模企業者の持つています活力、それからいわゆる機動性に富んでおること、こういう面を十分に生かし、それから経営面の合理化、技術面の指導、それから技術開発力の不足に対する助成、それから共同化、協力化ということに主眼を置きまして施策を講ずる上において、その裏づけとなる補助金あるいは金融面、税制面の施策を講じておることとございまして、中小企業施策の中で小規模企業対策の重要性というのについて常々留意をしておる次第でございます。

○川端委員 どうもびつたりの御答弁がいただけないので残念なのですが、言うならば、いま置かれて小規模企業の立場というものを、工業方面でいけば先ほどから申し上げているとおりであるし、流通関係からいってもだんだんと大規模のスーパーなりいろいろなものの進出で不安を感じておる。ここで小規模企業の将来生き残る方法に對してのビジョンというものをやはり政府が打ち出す時期にきているのだ、こういうふうに考えておるわけですが、それらに對しても、たとえば思ひ切つて、これだけの単なる共済法を出すだけではなくて、小規模企業はこういう法律に準拠してお互い結束すれば生き残れる、こういう方向が打

ち出されてもいいのではないかと、こういうことを考えながら言っているわけですが。特に私はいろいろな意味で経験を持つておるわけですから知っておるのですが、今日の組織に乗っていないのが大體だ。協同組合にいたしても、あるいは地域におけるいろいろな団体の中にも、いづれにも加入しないで、自家努力を中心に労働性を持つて自分の骨身を削つて協力しているのが小規模企業である。しかもこれに對しての将来に対する安定性ともいえるものは何もない、こういうのが実態であることを考えたときに、小規模企業に對しては、こういう法律を出される前にほかの法律と並行して、ほかの構想と並行してやはり審議にかけるといふことが当面中小企業庁の重大な任務ではないかと思ふのですが、これからどういふことを現在ある法律でやれるかと御理解なさっているのか。こういうことをやりたいと考えておられるけれども、準備できなくて今年はどうであるとかいうような何か具体的な、一歩先に進んだ、政策の先取りといふか、先に一歩踏み出すような方策というものの準備をなされていけるべき時期にきているのじゃないか、このことを考えておられるのだが、いわゆるたよりの綱と申します中小企業庁が単なるいまほどの御答弁程度では、心から信頼し、たよって生きていけないという状態にあることはお考えになっていただけないのか。この点をもう一べん繰り返して御答弁願いたいと思う。

○高橋(通)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、中政審の中間答申を待つて具体的な施策を考えたといふ存じますが、いまの段階におきまして、御指摘の小規模事業者に対する対策を一つの法体系にまとめたものを具体的に準備なり用意はいたしておりますが、先ほど申したように、たまたま下請中小企業振興法を十分に活用しますとか、あるいは法律にはよらないで指導面においていろいろ助成をはかっていくとかいうことでこの問題に對処していくことをいま考えておりますし、それからこの共済制度自体につきましても、法律の中に規定して

ありますように、少なくとも五年目ごとには見直すといふことでございまして、いろいろな情勢の変化に応じて見直しを行なっていくといふことを考えております。御指摘のように、いま具体的な総合的な対策を盛り込んだ法案の準備はまいたしたておりません。

○川端委員 お答え、十分でありませぬけれども、正直にまだ準備が完了していない、こういう答弁でありますから、それはそれとして承つておきますが、とにかく今日置かれておる小規模企業の立場にみても、しかも量的に申しまして日本の産業界の中になんかの役割りを果たしている小規模企業に、もう少しビジョンの強いものををつくり上げる時期に直面しているという考え方を私どもは強く持つておることを御理解おき願つて、準備を早めていただきたいことを申し上げておきたいと思ひます。

後ほどまた法案の問題で御質問を続けますが、組織維持局から仲矢審議官がお見えになつておるようですから、この問題を問に入れてひとつお尋ねを申し上げたいと思ひます。

先日、田中通産大臣に對して、対米経済問題に對しては、さきの日米経済會議において一年間は休戦的な条件を戦い取つたようなお話もあつたにもかかわらず、今日陶磁器等の問題で大きく変わった条件がまたあらわれてくるおそれがある、この質問を申し上げておつたわけですが、その当時は通産大臣は、そういうことはわれわれは絶対許せない、許さぬという立場で折衝する、交渉するとお話があつたのですが、きのうきょうの新聞報道によりまして、ニクソン大統領は二十四日、日本から輸入される陶器及び磁器製食器の一部に對する輸入関税を平均九〇%引き上げる大統領布告に署名したと伝えられておるのだが、これは事実でしようか。

○仲矢説明員 先生お尋ねの件につきましては、まだ公式な意味での日本政府への通告は参つておりませぬけれども、情報等によりまして事実のようでございます。

○川端委員 これは明らかにアメリカが、あのやうな日米貿易經濟會議において、トップ會議において一年間の休戦を約束したといふながら、保護貿易主義に転換したといふことに相なるのじゃないかと思ふのです。しかも五月一日から実施するといふことも伝えられておるし、この五月一日からこのやうな大幅な、いわゆる輸入阻止的な関税引き上げが行なわれると、日本の陶磁器関係の影響は相当のものが出てくると思ふのですが、これらに對しての具体的な、大臣の答弁にこたえて、受けとめての対策を、局として何か御準備なさつておるかどうか。陶磁器の關係は、御存じのやうに、言うならば間接的なシステムがかなり普及されておまして、小規模企業の協力なくしては今日の陶磁器の輸出はなかなかできないといふことで、多数の小規模企業がこれに参画しておる事実からかみまして、何か具体的なこれらの問題に對する対策を用意されているかどうか。あつたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○仲矢説明員 先生御指摘のように、陶磁器關係は中小企業が大部分でございまして、今回の関税引き上げが実施されますと、現実にアメリカにおける小売り相場その他、一割前後上げるやうな形でないといふ実施がむずかしいのでございまして。ただ現実にアメリカにおきまして小売り価格等、引き上げがどの程度できるであらうかという点になりまして、先だつての円切り上げに伴ひまして、陶磁器關係は大体一割ないし二割、平均いたしますと一割五分ぐらいの値上げをすでに実施しておりますものが大部分でございまして。したがひまして、この時期にさらに重ねて一割程度の値上げを一体実現できるのかということになりますと、たいへんむずかしいのじゃないかと思ふかと心配しております。ただ問題は、日本だけがこういう関税引き上げを受けるわけではございませぬで、アメリカが陶磁器の輸入をいたします際、すべての国に對してかかるわけでございます。そういう意味では比較的日本人だけが狙はれるという形にはならぬわけでございます。今回の引き上げの対象に

なりました品目につきましては、アメリカ国内でそれほど生産していないものもございます。したがって、アメリカはいずれにせよ輸入しなけれ
ばならないという問題もございします。で、
完全に日本の陶磁器だけが被害をこうむるとい
う形にはなるまいかと思っておりますけれども、
御指摘のように中小企業が大部分でございま
すから、かなりの打撃を受けるのではなからうか
と思っております。この点につきましては、先ほど
先生御指摘のように、中小企業、特に問屋制を中
心とした中小企業が非常に多いのでございま
して、そういう意味で中小企業施策等を活用いた
しまして、この影響を最小限に食い止め、さら
にそういう形に対応できるように企業体質をつ
くり上げたいと考えております。

○川端委員 もう一つの問題は、やはり実態を
知っておかなければ問題の本質はわからぬわけ
ですが、アメリカはダンピングだという見方で、反
ダンピング税という立場でこの問題を関税委員会
に提訴して大統領布告に署名した、こういう経路
になっているのですが、実際は日本としての陶器
及び磁器の輸出がダンピングであつたかどうか
という実態をどのようにとらえておられるか、お
聞かせ願いたい。

○仲矢説明員 アメリカ側におきましては、日本
からの輸出といえますが、アメリカからしますと
日本からの輸入でございしますが、この価格が低い
ことによりまして国内の業者が被害を受けた、こ
ういう主張をしております。しかし私が調べた
限りにおきましては、先ほどもお答えしました
とおり、アメリカの生産業者が生産をしていない
品目が今回の引き上げ対象になりました品目には
多いのでございまして、そういう意味では、私
どももいたしましては、日本品の輸入、日本から
いいますと輸出によりまして、アメリカ側の生産
業者が被害を受けているはずはない、そういう反
論はいたしております。

○川端委員 そうであるとすれば、断定的にもの
を言えることは、アメリカは保護貿易主義に
第一類第九号 商工委員会議録第十七号 昭和四十七年四月二十六日

わたつたのだ、このいま行なわんとする方策は、ア
メリカのいわゆる自由主義の旗をおろしたものと
して理解せなければならぬように思うのですね。
そうであるとするれば、日本経済会議というものは
何のためにやっているのか。そこで話をしてもまだ
二月とたたないうちにもうこういう態度に出てく
ればいいのかということに対しては御意見があつ
たらお聞かせ願いたいと思つたのです。

○仲矢説明員 お答えいたします。

私ももといまして、先生御指摘のように
アメリカ側がそういう意味で、まあ従来の言
い方は、本件につきましてはアメリカ側の関税引
き上げであつて、これはアメリカ側の国内問題で
ある、日米貿易云々という問題ではないという反
論をしておりますけれども、私ももといまして
では、先生御指摘のように、アメリカ側が保護貿
易的な色彩を非常に強めたものと考えて憂慮して
おります。これにつきましては、先ほど田中大臣
も参議院の予算委員会、従来のような考え方も
多少改めて強力に折衝したい、こういう発言を
しておられまして、私も、その線に沿つてこれか
ら進めていきたいと思つております。

○川端委員 まあアメリカの国内問題であるから
というところえ方はいかがかと思つておられ
るとにもかくにも相手の国家があるわけですから、
日本だけでこれから話し合ひをするといつても容
易でないことはわかる。しかしながら、先日田中
通産大臣に私が質問いたしました当時、もしこ
ういふ非常事態的な関税引き上げを一挙に行なうと
いうことになれば、国内のこれらの業者に対して
どうしてやってくれるんだ、あるいは繊維のとき
と同じような扱いでやってやれるのか、こう御質
問申し上げたときに、田中通産大臣は、繊維と同
じようにと言われてもできないけれども、できる
だけのことはいたしましてやうという御答弁があつ
た。私は耳にしておるわけですが、では、できる
だけのことをするといふ大臣の御意向に対して、
事務当局としてはどういふことを——これは大臣

に聞かなければならぬかもしれませんけれども、
事務当局としては、これらの非常事態的な問題
に対して、国内の業者をどう処置していこうとさ
れておるか、その準備があるのかないのか、この
点をお聞かせ願いたいと思つたのです。

○仲矢説明員 本件に關しましては、先ほど先生
がおっしゃいました繊維関係とは多少実態が違
つておりました、繊維の場合は数量的に輸出がで
きないという形にならうかと思つて、今回の陶
磁器につきましては、数量的にはおそろくそれほ
どの問題は出てまいらなくて、むしろ値段の点
で、値段交渉という形でもって、俗なことで申
し上げますと商売がやりにくくなるという形で影
響が出てくるのであらうかと思つております。実
際にはどの程度そういう意味でのむずかしさとい
いますか、日本の業者の被害が出てまいりますが、
推移を慎重かつ細心に見守つてまいりまして、そ
ういふ意味でのこれから企業体質を強化して、
競争力が今回の関税引き上げによりまして下がる
分を、何らかの形で下ささへするような形の施策
を講じてまいりたいと思つております。

○川端委員 まあもう一べん繰り返しますけれど
も、少なくとも新聞に出てくる情報が間違いない
とすれば、五月一日から実施に入る。こういうこ
とになりますれば、被害はかなり大きく影響を受
けるであらうという予想もできるわけであつて、こ
の点に対しては、私は、やはりアメリカが保護貿
易主義に転換したということによって影響を受け
ておるといふ国内の業者を守ることは、単なる日
本が保護貿易主義をとるものではない、救済だ、
こういう立場に立つての方策があつてしかるべき
だと思つたので、この点には強い関心を持って、単
に見守る、調査するということではなくて、十分
早めた方針を出して不安を除去してやつてほしい
と思うのですが、ぜひそう願ひしたいと思つて
おるのだ、その準備をできますか。やる気があるの
ですか、ないので、その点をひとつ……

○仲矢説明員 先生御指摘のように、ただ見守る
ということじゃございせん、その結果により

まして、適時適切な対策を考えてまいりたいと
思つております。ただ、先ほど申し上げました今
回の問題の具体的なむずかしさといふものは、
個別のいわゆる値段交渉という形で結果があらわ
れてまいります。数量的な面ではなかなかにえに
く。むしろ質的な面ではえなかなかならぬ問
題でございします。言うならば企業間の競争力そ
のものと云ふような形で施策を前向きで検討して
まいりたいと思つております。

○川端委員 仲矢審議官からこれ以上の答弁は無
理かと思つたのですが、いま質問を申し上げてい
る趣旨は御理解いただきながらお聞きいただいた
と思うのですが、大臣がお留守ですから、政務次官
の稲村さんから、これらの問題に対しては、少な
くともアメリカの保護貿易主義への転換によつて
の犠牲だといふ考え方に立つてすみやかに処置で
きるような方策を考えていただけるかどうか、次
官からお答え願ひしたいと思います。

○稲村(佐)政府委員 昨年の末の円の切り上げ、
まあ陶磁器業界としてもたいへん大きな被害が
あつたと思つております。また日浅くして関税の引き上
げ、こういう問題が起きてまいつておるわけであ
つた、いま審議官がいろいろ答えましたように、ま
だ具体的な問題がこちらのほうに通報されてお
りませんので、その推移をながめまして適切な処置
をとつてまいりたい、こういうふうと考えてお
ります。

○川端委員 政務次官に要望申し上げておきま
すが、先日の大臣答弁において、勇ましい、力強い
答弁を承つておるわけですから、その言行一致に
なるような対策をすみやかに立てていただけるよ
うに、次官からも大臣に御相談願つて、準備を早
めていただきたことを要望申し上げておきたい
と思つております。

そこで、いま審議されております法案の内容
に入りますから、仲矢審議官、もうけっこうで
す。

一つは、これはどなたからお答えいただける
か、言うならば還元融資の問題。今度は積極的

やるという、しかもいままでのような間接融資でなく直接融資をやるといふ決意は準備されていると承っておいてよろしいのでしょうか。どうでしょう。

○高橋(淑)政府委員 御指摘のように準備をいたしております。

○川端委員 具体的に、そうであるとするならば、金融機関を通じて還元融資、代理貸しをされるであらうと思うのですが、この点はどういう経路を利用しようとしているか、この点もお聞かせ願いたい。

もう一点は、金額の上においてどの辺までは貸せるというめどを、どこに置いておいてになるか。直接融資の内容をもう少しお聞かせ願いたい。

○高橋(淑)政府委員 現在検討いたしておりますいわゆる還元融資の案は、代理貸し制度をとる、直接金融機関を窓口といたします。その窓口につきましては、まだ案の段階でございますが、たとえば商工中金を活用するというところから入ってまいりたいということでございます。それから、融資の額は十万円ないし五十万円を簡便に迅速に貸し出しを行いたい。その場合に、担保あるいは保証は取らないという考え方をいたします。

○川端委員 まあ、どうせ機関、組織がまだそれほど十分行き渡っていないから代理貸しにせざるを得ないと思うんですが、この代理貸しの場合に、二つの問題点があるわけです。

その一つは、金融機関が政策金融の代理貸しをしている場合に、やはり歩積み両建てはとらないというか、こうをとるけれども、これを預金吸収の一つの窓口に使っているという事実は枚挙にいとまがないわけです。言うならば、金融機関が政策金融の代理貸しをする場合においても、自己資金を貸すと同じような気持ちで金融を受ける者に当たり、それの見返りとしてある一定の期間をおいてなり、あるいは別の角度において預金吸収の道具に使っている、こういう事実はあるわけですから、やはりこの点は、この問題だけではありませ

んけれども、金融全般の問題として、金融機関における預金吸収の手段を、歩積み両建てをじょうずに逃げながらうまくとっている。この点は見のがすことができない問題点であらうと思うんです。

もう一つは、代理貸しをする場合には手数料が当然要るわけですから、ある程度手数料的な金利を加えるということになれば、かなり高金利になるのじゃないか、こういうことも考えておく必要があると思うのだが、この点はどうお考えになって、対処されようとしているのか。

○高橋(淑)政府委員 ただいま考えております代理貸し方式をとります場合は、代理貸しを行ないます金融機関に保証責任は持たせない。それから、委託いたしますために、若干の手数料を払います。その手数料を込みにして、金利としては年八〇程度を考えております。

それから、前段御指摘の、歩積み両建ての解消につきましては、この委員会におきましても、何度も御指摘を受けております。大蔵省にも十分連絡をとりながら、極力解消するように指導、努力いたしておりますけれども、御指摘のように、なかなか一べんに改善されていない。徐々に改善はされておりますけれども、依然としてまだ残っておりますということでございますので、この点につきましては、引き続き努力を続けさせていただきたいと思っております。

○川端委員 私は、この還元融資の問題について、もう一点お尋ねをしておきたいのだが、この場合には、都市銀行なり大銀行に代理貸しさせないということができるのかどうか、この点が一つです。こういう小口の連中は、大銀行の門を入るだけでも、ドアをあけて入るだけでもからだがふるえるほど縁が薄い連中ですから、言うならば政策金融である商工中金なり信用組合等にもこれを扱わせて小口金融ができるという考え方は、やはり線を引けるか引けないか、この点をお尋ねしてみたいと思っております。

○高橋(淑)政府委員 現在、この共済事業をや

ております事業団が、金融機関に対して共済金の支払いその他業務委託を一部やっております。その業務委託をやっておりますのは、大銀行、信用金庫、信用組合等々たくさんございまして、それで、いま考えておりますのは、この代理貸しの窓口として、とりあえず商中ということでございますが、信用組合、信用金庫を活用していくというのを漸次考えてまいりたい。ただ、その際に、都市銀行なり大銀行を完全に排除してしまおうということについては、いかがかと思われまが、まず商工中金あたりから活用を始めたという考え方をいたします。

○川端委員 都市銀行なり大銀行に、こんな小口のものを出せば、かえって足手まといになるし、今日の大銀行の利益率の上昇状況から見ると、この程度のものであれば政策として、小口金融であるから小口専門機関に扱わせるといふ態度でよろしいんじゃないか。この点はひとつ十分考えていただきたいと思うわけです。

ちょうど大蔵省の中小金融課長が見えてくるが、いかがですか。これらの問題に対して、そういう差別をすることは無理なのか、あるいはそれを通じて員外利用の問題を——先日予算委員会で大蔵大臣から善処するというお話があったわけですからね。——見えていないですか。それではよろしいです。大蔵省の貝塚さんが来ていなければ次の機会に申し上げますが、とにかく私には考え方が、大銀行にこれを取り扱わせることは不向きである、非常に縁のない小規模企業が大銀行の窓口へ行くことは重荷になるという考え方を持っておくことをひとつ強く申し上げておきたいと存じます。

時間の関係であまり幅を広げた質問もできませんので、そろそろ結論に入りたいと思っておりますけれども、もう一つの問題は、この法律によって給付金を受けるものを一時所得にするということは何としても不合理だ。先ほどからも言っておりますように、小規模企業に対する政策らしいものはたいていしないのじゃないか。そういう意味からい

ば、これらの中で一つの恩典として、一時所得にしない、これはやはり退職金扱いの姿にするというところを、腹をきめて出される必要があったんじゃないかと思うのだが、中小企業庁長官、この点はいかがですか。

○高橋(淑)政府委員 この制度は、事業主がみずから自分自身のために積み立てを行なうものでありまして、しかも共済金が支給されますのは、純然たる退職の場合だけでなく、廃業あるいは死亡といった場合が多い。こういう点から考えますと、一がい退職金と全く同じように考えようというのにはむずかしい面があるかと思えます。しかし、一方、いま御指摘のありましたように、この共済金は小規模零細企業の事業主あるいは役員が廃業とかあるいは死亡とかあるいは退職というところによって、長年従事していた自分の事業から去るときに支給されるものでありますので、こういう点から見ますと、この共済金をただ単に一時所得扱いとするということも、はたして適当かどうかという疑問もございまして。このように、この共済金には非常に多面的な性格がありますので、これをどう扱うかということはたいへんむずかしい問題でございます。実はいろいろこの結論を得るまでに各方面とも折衝いたしたわけでござい

ますが、やはり一時所得扱いということになっておるわけでございまして。しかし、今後とも退職所得扱いができるかどうか、また小規模企業者のことを考えますと、退職所得扱いにできることが当然望ましいわけでございまして、そういう方向で引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

○川端委員 私は、多面的な要素を持っているからなかなかむずかしいという御答弁に対しては納得できないし、もう一つは、理論の遊戯になっているのではないか。言うならば何千万の退職金をもらいうような、何千万の一時給付を受ける者と同じような考え方はおかしいではないか。いまの料金のいくとわず五万くらいしかもらえないのに、これを一時所得だということできめつけ

て、どこにメリットがあるのか。現に、この法案を審議しているなかで明らかになっていることは、大規模小規模企業は六百万軒あるといわれているのに現在二十五万軒くらいしか入っていない。それは何を意味するのか。やはりメリットがないからじゃないか、魅力がないからじゃないか。この小規模企業に将来の不安を除去してあげようというなら、この共済に入ることは非常に利益になるというメリットがなければ、幾らテレビで宣伝したって何にもならぬのじゃないか、その考え方を直す必要があるのではないか。そういう意味で、われわれがせっかくこの法律を審議する以上は、これが小規模企業に魅力ある法律としてひたすら受け入れるという、あるいはできれば、強制にして全員加入させようという法案にしてくれぬかという声が出てくるのが望ましいと願っておるわけですが、どうもいまいろいろの意味で、十一兆四千七百億円というかい予算の中の議論と同じような議論を、わずかな少額の金に對しても理論をつければ理屈はどのようになってもつく問題であるけれども、いままでめんどうを見なかつた小規模企業に對してはこれくらいのことを見なければならぬのだ、してあげる義務があるという考え方に立つてもらわぬと、大蔵省といつたずらに折衝しておつても、ことばの遊戲になつてしまつておそれがあるので、もう一ぺん決意をあらためて、強い態度で折衝を来年度までに完成していただきたい。いわゆる一時所得なんて金額の問題じゃないのじゃないか、こういう考え方をひとつ貫いてがんばっていただきたいと思うわけだ。

○高橋(淑)政府委員 御指摘のございましたように、積極的に大蔵税当局と折衝を進めたいと考えます。

○川端委員 終わります。

○鴨田委員 近江已記夫君。

○近江委員 各委員からあらゆる角度から審議が行なわれたわけでごいまして、そういう点で、何点かお聞きしたいと思ひますが、重複してあることも多々あるかと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めにお伺ひしたいのは、この加入資格者の問題です。現在の中小企業基本法からいいますと、従業員数二十人、商業サービス業では五人、こういふふうになつておるわけですが、従来から私も申し上げておるのですが、中小企業あるいはこうした小規模企業等のそうした拡大といひますか、そうしたことも含めて基本法の改正はどうか考へておられるかというのをいままでしばしばお聞きしてきたわけですが、そういう点、基本法にも関連をしてこの範囲の拡大についてどういふふうにお考へであるか、まずこれを初めにお伺ひしたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 現在、中小企業政策審議会におきまして、中小企業政策のあり方またその一環として全般的な中小企業者の範囲の問題を検討していただいておりますので、その結論を待つてこの小規模企業者の範囲の問題も検討することといたしたいと思ひますが、当面は現行の範囲内で考へたいと思ひます。

○近江委員 こういう制度は私も非常にいい、このように思つておるわけですが、この加入状況等を見まして、やはり今後加入の促進をやつていかなければいけないのじゃないか。そこで、本制度の対象になる企業者というのは約四百万人くらいいるのじゃないか、このように聞いておりますが、現加入者は大体二十五万人である、こういう点から、この加入目標というものをどのようにな立ておられるか、これについてひとつお伺ひしたいのです。

○高橋(淑)政府委員 現在まで加入者累計約二十六万人でございまして、小規模企業者の数から比べますと非常に少のうございします。で、とりあえず今後三年間さらに二十万人の加入を実現したいという計画を持っております。

○近江委員 現在、本制度のPRあるいは加入の促進についてどういふふうによつておられるか、その現状についてひとつお伺ひしたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 先ほどお答えしましたのをちよつと訂正させていただきますと思ひますが、今後三年間で、合計五十万人というところでございしますので、今後約二十四万人の加入を実現したいというところでございします。

それから加入促進についての方策は、これはこの制度の周知徹底をはかるということが一番大事であると思ひますので、ただいま御審議いただいております法律改正が実現いたしました暁には、この一そう充実された制度を十分に関係者に理解してもらひまして促進強化につとめたいというところでございまして、具体的には事業団自身が行ないます加入促進運動のほかに、中小企業団体とか金融機関とか、あるいは各都道府県の協力を得まして積極的な加入促進をはかつていきたいと思います。その際特に大都市といひますか、例示でございします。京都府であるとか愛知県であるとか、こういうようなところを一つの重点的な対象として加入促進をはかつていきたいと思ひます。

○近江委員 私はその次に今後の問題をお聞きしようと思つたのですが、要するにこういうふうに入加者が四百万人のうち二十五万人というふうなことで、それは制度が発足してからの経過がいろいろあるのかと私は思ひますが、しかし非常にその辺加入が悪いというこの現状を私聞いていますわけですよ。したがつて現在の制度についてのPRあるいは加入の促進について現況はどういうふうによつてきたか、これを聞いていますわけですよ。その現状を言うてもらわなければ困る。こういう点が悪いなら悪いということを、自己反省という

か、その辺のことを言つてもらわれないと次に進めないわけですよ。

○高橋(淑)政府委員 従来やつてまいりましたことは、都道府県中小企業団体、金融機関等の協力を得まして、モデル県運動、あるいは金融機関の手によりまして特別加入促進運動、あるいは十月、十一月と全国加入促進運動月間を設けるというふうな手段をとりまして、加入促進をはかつてまいりましたが、いま御指摘のようこの制度の普及は決して十分と申せません。これが現状でございます。

○近江委員 この普及が万全であるということはいえないということをおっしゃつたわけですが、そこで、先ほどおっしゃつた愛知県あるいは京都府、そういうところを重点的にやつていくというところをおっしゃつたわけですが、もう一歩そのもとに返つて、それが逆に、いままでこの愛知県、京都府あるいは大阪府等の目標達成状況が悪かつたその原因はどこにあったわけですか。

○高橋(淑)政府委員 那部におきまして商工会を初め、中小企業関係の団体が地区の小規模企業者と密接な関係を持つておりまして、その加入促進運動の効果が都市部に比べて有効に進んでおつたと思ひます。この点大都市におきましては那部ほど円滑に進まなかつたということが一般的にいえるかと思ひます。それでただいま御指摘の京都府、愛知県におきまして、やはりこういうふうな理由でこの制度の理解あるいは浸透がはかられていなかったと考へております。

○近江委員 それでこういう地域を重点的にやつていくということをおっしゃつたわけですが、それじゃ具体的に重点的にどういふような方法をとつてやるのですか。

○高橋(淑)政府委員 いま考へておりますのは、大阪府、京都府、愛知県に重点を置きまして、それぞれの府県ごとに通商産業局それから中小企業関係団体等を交えまして、加入促進協議会を設けてこれを活動の主体にしたい、また事業団の職員をある程度の期間この三府県に駐在させまして加

入促進を重点的にやってみよう、さらには新聞とかテレビなどを通じてのPRもひとつこの三府県を中心をやってみよう、あるいは青色申告会の活用も考えてみてはどうか、このように考えております。

○近江委員 こういう制度がある以上は今後さらに普及をよくはかかっていただきたい。これを特に要望しておきます。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

それから、小規模企業共済法という名称につきまして、略称として企業共済法というようにものがしばしば目につくようにも思うわけですが、今後こういう小規模企業共済法という名称をこの企業共済法に改めたらどうかという意見もあるように私聞いておるのですが、これについては中小企業庁としてはどのようにお考えでございますか。

○高橋(源)政府委員 私たちもいろいろと名称の変更について検討をいたしました。それでいまお尋ねのように、たとえば企業共済法というような名称にしてはどうかというような考え方も出ました。私考えますに、事業団の名称は加入する小規模企業者にとって親しみやすいもの、また受け入れやすいものであることが望ましいわけでございますが、その反面、小規模企業共済法の内容をやはりできるだけ正確に表現するものでなければならぬという要請もあるわけでございます。これらいろいろ考えた結果、この際法律なりあるいは事業団の名称を変更することは見送るという結論になりましたが、しかし制度の運用上で企業共済という愛称といえますか、ニックネームといえますか、これを用いていったらどうかというように考えております。

○近江委員 そういうような意見が出るというのも、結局は、一つは普及の点において遅々として実効があがらないということからそういうような意見が出るのじゃないかと思うのです。その点今後普及をしっかりとっていくには、いま長官がおっしゃったそういうものとあれて十分いいの

じゃないか、私もこう思うわけです。これは一つのそういう声があるということでお聞きしたわけです。

それから、第二種の共済契約の加入状況、また今後の見通しについてひとつ伺いたいと思うのです。

○高橋(源)政府委員 第二種共済契約の現在までの加入者累計は約九千人でございます。それから最近の昭和四十六年四月から昭和四十七年二月までの新規加入は五千数百名でございます。将来の見通しとしては、新規加入者は多くを望めないと思ひます。

○近江委員 多くを望めないと思ひますと言われるが、これは制度があるわけですから、今後それじゃこの見通しに対して中小企業庁としてはどうなさっていかれるのですか。

○高橋(源)政府委員 私のお答えが不十分でございましたが、将来の見通しとしては、第一種共済契約に比べて非常に少ないであろうという見通しでございます。第二種共済制度は、共済事由なりが第一種共済契約と違っておりますし、第二種共済契約に入りたという方ももちろんおられるわけでございます。その見通しはどうかということに少ないであろうということでございます。

○近江委員 それからこういう還元融資の問題については、各委員からいろいろな質問があったと思ひますが、今後の問題として、融資条件についてはどういうように考えておられるか、それから直接的な融資にしていけるのか、そういう、融資の条件と今後の融資のやり方について、中小企業庁としてはどう考えておられるか、この二点について伺いたいと思ひます。

○高橋(源)政府委員 融資条件は、貸し付け期間一年、資金の使途は事業資金、利率は年八%程度。それから代理貸し方式をとりまして、特別な担保あるいは保証は取らない。融資金額は、現在考えておりますのは十万円から五十万円まででございます。

○近江委員 それで、言うなら非常にこの額が少ないことになるわけですが、ところが、この額にかかわらずこの手続が非常に複雑である。したがってこの手続をもっと簡素化して、迅速に融資することが非常に大事じゃないか、このようにいわれておるわけですが、その点についてはどう考えておりますか。

○高橋(源)政府委員 ただいま考えておりますのは、小規模企業者が利用しやすい金融機関を代理店として実施いたしました、加入者が代理店の窓口で共済手帳を出しまして、そうして必要な要件、つまり資格等の確認を受ければ、その場で借り入れの申し込みを終わる、そうしてその場で借りられる、こういうような仕組みにぜひしたいと考えております。

○近江委員 ぜひそういう簡単な方法で利用できるようにしてあげてもらいたいと思ひます。それから、これももう出たかと思ひますが、税制上の扱いが一時所得になっている、将来退職金扱いにするべきじゃないか、これが一つです。

それから、前回の改正のときに附帯決議が出たわけですが、第二種の掛け金を所得控除とすべきである、このようにいっているわけですが、これについてどう考えておられるか、この二点についてひとつ伺いたいと思ひます。

○高橋(源)政府委員 共済金の退職所得扱いにつきましては、この共済金が非常に多面的な性格を持つておるということで、この扱いはたいへんむずかしい問題であるということで現在一時所得扱いになっておるわけですが、退職所得扱いにするように今後とも関係当局と積極的に折衝を進めていきたいと考えております。

それから第二種共済に対する所得控除の問題でございますが、第二種共済につきましては三十年満期という制度があります。いわゆる法人成り、あるいは子供等に対する事業譲渡、あるいは役員が任意に退職することなどが共済事由となっておりまして、第一種共済とは異なっておりまして、任意性、貯蓄性

なり強いものがあると思ひます。いまお尋ねのように、前回法律改正のときに附帯決議がなされておりますので、いろいろ部内で検討はいたしてまいりましたけれども、ただいま申し上げましたような事情から、いま直ちに第二種共済についても掛け金全額所得控除扱いということに踏み切ることは非常にむずかしいと思ひますけれども、今後総合的にこの税制上の取り扱い方も含めまして、第二種共済そのもののあり方について検討させていただきます。

○近江委員 それから、この法案ではないのですけれども、当然中小企業、零細企業の問題として非常に関係が深い、こういうことからお聞きするわけですが、中小企業退職金共済法について、これは労働省が所管しておるわけですが、加入状況はどうなっておるかというところ、これが一点。それから融資状況についてはどうか、これが二点です。それから、もう時間の関係でまとめて聞きますが、三番目にお聞きしたいのは、月額五百円かけて十年で退職金が九万九千五百八十円、千円かけて十九万一千三百円、こうなっているわけですが、これを比較してもわかるように、月額のそういう掛け金の多いほうが退職金の率が悪くなっておるわけですが、その理由は何か、同率にする考えはないか。以上聞きました三点について簡潔に御答弁願いたいと思ひます。

○金丸説明員 ただいまお尋ねのありました三点につきまして簡単にお答え申し上げます。第一点の、中退事業団に入っております加入状況でございますが、本年の二月末現在の数字で申し上げますが、ここに入っております企業主の数字が、この数が約十三万人。それからその共済契約者によりまして掛け金をかけていただいておりますところの従業員、これを被共済者と申します。この被共済者の数が約百六十三万人という数字に相なっております。

それから第二点の問題でございますが、中小企

業退職金共済事業団では、昭和三十九年度からい
わゆる還元融資事業なるものをいたしておるわ
けです。この還元融資と申しますのは実は二つご
ざいまして、一つは、この制度に実際に入ってお
られます企業主の方々なり、あるいはそういう企
業主の方々を中心になっております中小企業団
体、こういう団体が、それぞれ従業員のための福
祉施設をつくる、そういう場合に、金融機関を通
じて事業団のほうから融資を上げるといふ形が
一つ。それからもう一つは、都道府県、市町村、

地方公共団体が、中小企業に働く従業員のた
めに、そういう地方公共団体みずから福祉施設を
つくる、そういう場合に地方債を発行するわけ
ですが、その地方債の引き受けという形でも融資を
上げておるわけです。そういう両者を含めまし
て、二つの融資がございしますが、合わせた額の
が、昭和四十六年度末現在におきまして、貸し付
け残高が約七十九億円でございします。昭和三十
九年度以来、ずっと累計を申し上げますと、約百十
二億というのがその数字でございします。
大体、以上のとおりでございします。

○近江委員 三点目、申し上げたでしょう。月額
五百円かけた場合と、千円かけた場合と……。
○金丸説明員 たいへん失礼申し上げます。

それから最後の一点でございしますが、五百円か
けた場合と、千円かけた場合におきまして、五百
円のほうよりも千円のほうが二倍になっていな
い、おかしいということでございますが、この制
度におきましては退職金額の算定はどういたしま
すかといふと、これは当然言うまでもなく、
企業の方々がかけていたかきした掛け金をもと
にいたしまして、それで退職金額をはじくわけで
ございしますが、そのほかこの退職金の給付につ
きまして、実は国庫補助がございします。この掛
け金の最低額が現在四百円、最高が四千円とい
うふうな幾つかの種類があるわけですが、国庫補
助の対象となります額は、かりに四千円かけた
場合に全部つくのじゃなくて、最低でございま
す四百円にだけ国庫補助対象分として考えておるわ

けでございします。したがって、五百円かけた
場合には、そのうちの四百円部分について国庫補
助が見られておるわけでございますが、千円の場合
におきましては、やはり四百円の部分しか見て
おらない、こういうことからこういう差が出てま
いるわけでございます。

○近江委員 それについては、もっと大蔵省にも
話をしてお庫補助の対象をもっと拡大する、これ
に努力してもらいたいと思うんですよ。努力して
いただけますか。

○金丸説明員 実はいまのお尋ねの件でございま
すけれども、この四百円まで国庫補助がつくとい
うことになりましたのは、実は昭和四十五年度の
改正でそうになったわけでございます。それ以前は
二百円までということでございます。それを、
いろいろ折衝上非常に難航したわけでございます
が、最終的にはそういうことになったわけござい
します。今後におきましても、私もできるだけ
国庫補助の対象部分を拡大するというところで大蔵
省その他財政当局に折衝を続けてまいりたいと、か
ように考えております。

○近江委員 時間の関係で、この点については一
応これで終わります。

○進藤委員長代理 内閣提出、計量法の一部を改
正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。中村重光君。

○中村(重)委員 矢島局長にお尋ねいたします
が、日米繊維協定で、メートル法ではなくて――
御承知のとおりメートル法は世界的に普遍性を
持っている。このメートル法を計算単位に使わな
いで、ヤードというところでやったのはどういうこ
となんです。

○矢島政府委員 計量法におきましては、メー
トル法を強制しているわけでございますが、一般
に申し上げまして、輸出貨物につきましては、例
外としてはかの計量単位を用いることが認められ
ておるわけでございます。具体的に申し上げます

と、計量法第十條ただし書きによりまして、輸出
する貨物の計量については、例外としてヤード、
ポンド法が認められるということになっておるわ
けでございます。

○中村(重)委員 専門家の加藤先生がおられるの
で、まあこれは肯定しておられるようですから、
いろいろまだお尋ねしたいことがありますが、これ
も、きょうは時間がありますから、この計量法
の問題についてお尋ねをしてみたいと思いま
す。

この公害測定器の精度、性能、これは他の測定
器と比較してみると、進歩が非常にすぐれてい
るように感じるんですが、原因はどこあたり
にあるのですか。

○矢島政府委員 先生がおっしゃる通りに、公害
の計測器はほかの計測器一般に比べておくれ
るわけでございますが、公害の問題は、最近非常
に起こってきている。それから、公害の規制も、
比較的最近強化されているということもございま
して、最近需要が急速に増大したという事情があ
るわけでございますが、実際の問題といたしまし
て、公害計測器に見合うものは従来からも、研究
室でいろいろ分析するあるいは生産の過程で工業
計器として使っている、そういうものはあったわ
けですが、歴史が浅いために、公害関係のものに
それを直ちに応用することにはいかなかったとい
うことでございます。さらに、公害関係は、有害
物質の種類が多くて、次々といろいろなものが出
てくるわけでございます。その分析方法が学問
的にも十分解明されていないものがある。それか
らもう一つ、公害関係は微粒子、非常にこまかい
ものを測定しなければならぬ。しかも、絶えず自
動的にこうやって、信頼性が要求されるという事
情もありまして、短期間の開発が非常に困難であ
るということもございしますが、現在、政府におき
ましてもまた民間におきましても、研究開発に万
全を期しているわけでございます。

○中村(重)委員 いまのお答えを伺って見ても、
行政が公害から追われておるということですよ。

いままでも政府が取り組んできた姿勢、なるほどそ
ういったものから見て、いまの答弁は正直といえ
ば正直といえると思はれる。しかしながら、水質
汚濁、騒音、さらには環境保全をしていかなけれ
ばならない。公害問題は、人命尊重という立場か
ら、いまや大きな政治課題になってきています。へ
たをするところの命取りにさえると思ふんです
よ。そういうことで、おそいようなことはわか
るわけけれども、これでは国民はそれに対して納
得しないです。おそれればおそれほど、きわめて
真剣に、そして大幅な予算をつぎ込んで、技術障
も動員をして研究体制を強化していく、そのお
れを取り戻すというかまがなげなければならぬ。
しかし、そのかまがなげが非常に弱いというふう
に感じる。昨日、松平委員とあなたとの間にかわ
れた質疑応答を実は聞いておたら、公害防止機
器については本法の対象になっていない、しかし、
これに対しては来年度から予算をとって、まあこ
としの末ぐらいまでにはどういう方法で進めるか
というところについて結論を出したいといったよ
うな、何かわかつたようなわからぬような答弁を
しておたんです。この点については、もっと明確
に答えてみてくださ。公害防止機器についてど
うするのか、これは非常に重要な点だから。どう
ですか。

○矢島政府委員 昨日の私の公害防止機器の性能
検査に関する説明が十分でなかったと思ひます
で、もう一べんはつきり申し上げます。
公害防止機器に関する性能検査をやるために適
当な機関、実際問題としては機械電子検査協
会というものがございしますが、それが従来から輸
出検査あるいは電気用品取締法による検査等を
やっておる関係で、設備も十分あるし、必要な人
員も持っているわけでございますので、それをして
性能検査をやらせる。そのために、メーカーの
ほうも申し合わせをしまして、ここにみんな持
ていって検査してもらって、そして排出基準を守
れるような性能を有する公害防止機器をつくりま
しょう、こういう機運もできてきたということ

でございます。時期としては本年十一月ごろを目途としておるわけでございます。

○中村(重)委員 いまのお答えからも、メーカー、いわゆる民間に期待をしておる。それでいいのかどうか。単に国が何らかの形で助成措置を講じる。国自体がこれに対して、まっ正面から取り組んでいこうという姿勢がないですね。それでは私は不十分だと思ふのです。先ほど私が指摘をしたように、公害問題に対しては諸般の事情から非常におくれている。だから、いままでずっとやってきておったように、民間中心という形だけではもう間に合わない。もっとまともに、国がまっ正面から取り組んでいくという姿勢が当然とられなければならぬと私は考える。それだけの熱意はありませんか。その点についての研究はやってないのですか、構想は持っていないのですか。

○矢島政府委員 最初の先生の御質問の公害計測機器ですね、本日の計量法におきましても公害計測器についてのいろいろな規制について御審議を願っているわけですが、この公害計測器に関しては、先生の御指摘のように非常におくれている。これに対して国は強力に取組まなければならぬということは、まさにそのとおりでございます。私もこれに対して強力に取組んでおるわけでございまして、次のような幾つかの施策を講じているわけでございます。

第一番は、昨年御審議をいただきました特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法、いわゆる機電法、この機電法の試験研究機種及び合理化機種に指定して、高度化計画をつくって推進していく、これが第一でございます。機電法の運用。

第二は補助金制度、これは工業技術院に重要技術開発費補助金制度がございますが、その補助金を運用して試験研究を促進する、これが第二点です。

公庫それぞれを通じて融資している、これが第三点でございます。

第四点は税制上の措置でございます。公害計測器の設置、普及を促進するために、特別償却及び固定資産税の免除というのをやっております。第五番目は公害計測器の標準化の推進ということで、四十六年度においても七百万円、四十七年度においても一千万円の予算を組んでJISの拡大をやっております。

六番目に、国の試験研究機関がみずからやるということで、実際問題として公害資源研究所に非常に多くの予算を計上してやっておりますわけでございまして、この予算も四十五年度千八百万円、四十六年度三千六百万円、四十七年度八千八百万円と、非常にふやしているわけでございます。

以上のような六つばかりの施策によりまして公害計測器の急速なる進歩と開発をやっておりますわけでございます。

○中村(重)委員 計測機器の検査とか研究開発がおくれているということだけじゃないのです。松平委員が指摘をしたように、私もまた指摘をいたしておりますように、公害防止機器そのものも実はおくれているわけだ。だから、民間に対して研究開発をやらせようというのには、どこに、どういう方法でやらせようとお考えになっておるのか。それから、昨日、松平委員の質問に対して、来年度予算化をしているというようにお答えがあったと私は記憶しているのだけれども、どの程度予算化しているのか。来年度というのは四十七年度か、あるいは四十八年度から何とかしようというお考え方なのか。そこあたり、もっと具体的ににお答えをいただきたい。

○矢島政府委員 お話の公害防止機器の性能検査というのをやらせるところは機械電子検査検定協会、これは四月一日から名前がそういう名前に変ったのですが、従来の名前は日本機械金属検査協会でございます。それにやらせる。そして、予算の点でございますが、現在四十七年度におきましても予算が取れているわけでございまして、そ

の予算というのは、スタッフの研修のための予算というものが千八百万円ばかりでございます。これはスタッフの研修と、それからその研修のためのカリキュラムの作成その他でございます。それが検査要員に対する手当でございます。他方、こういうものをやるためには設備がもちろん要るわけでございます。この検査設備の設置とあるいは検査場所の建設というふうなもののために、機械工業振興事業補助金の一つとして、同じく現四十七年度において二億三千万円を補助するというのとに相なっているわけでございます。

○中村(重)委員 いま、一般会計でもって計上しているそうした研究開発の予算等についての御説明があったのだけれども、それ以外に、たとえば競輪益金であるとかあるいはオートレースの益金、これを研究開発のために支出をしているのだからと思うのですが、そこあたりの具体的な説明をひとつしてみていただきたい。

○矢島政府委員 私が最初に言いました検査要員に対する手当の千八百万円というのは、一般会計でございます。それから、あとで申し上げました検査設備あるいは検査場の建設というふうなもの、二億三千万円は、機械工業振興事業補助金、すなわち競輪の補助金でございます。以上がこの事業に対する財源の手当でございます。

○中村(重)委員 私は測定器のことをお尋ねしたけれども、公害防止機器の研究開発、これがよくれている。この点については、あなたは民間のメーカーに研究開発をやらせようとしておるのだ。いろいろと昨日来にお答えになっているわけだから、それらに対して、具体的にどこに、どういう方法でやらせようとしておるのかということ、質問の中心なんです。それに対してはいまの千八百万円というのは、いわゆる研修のための五〇%の補助金のことをいまお答えになったのだから私は思うのだけれども、それはあとでお尋ねするつもりだったわけだ。それではなくて、昨日松平委員の質問というのは、公害防止機器の問題を中心にしてお尋ねをしたわけだ。あとで議事録

をお読みなればわかるのだけれども、これは私の聞き違いかどうか知らぬけれども、公害防止機器の研究開発等々について予算化しているというようにあなたは答えになったというようにぼくは記憶しているわけだが、それに対してはその点を具体的に伺いたいということ、それから、予算に対しては来年度ということであったが、それは四十七年度という意味なのかあるいは四十八年度を考えておるということなのかということ、それから、もしそうであるとするならば、一般会計のほかに公害防止機器の研究開発等々について、競輪の益金あるいはオートレースの益金からこれは配分をしているのだからと思うのだ。それに対してはどの程度、どういう方法で配分しておるかということをお伺いしたわけです。

ついでにお尋ねするわけですが、いまのお尋ねの中にも申し上げたわけなんだけれども、具体的にどういう団体に出しているのか、それもあわせてひとつお答えをいただきたい。

○矢島政府委員 たいへん答弁が混乱しまして申しわけございませんが、まず第一に公害防止機器の開発ということに対してどういうことをやっておるかということでございますが、大型プロジェクトというのがございます。いろいろなプロジェクトに対して国の予算が計上されておりますが、公害防止機器の關係をいたしましては排煙脱硫ということで四十一年から四十四年にかけてやっておりますし、それから直接脱硫につきましては四十二年から四十六年にかけてやっております。この二つのプロジェクトがありまして、合わせて総額二十六億、大体半分半分ずつくらいになっております。排煙脱硫と直接脱硫半分分くらいいなされて、これが支出されたわけでございまして、ちょうどこれは四十六年度、昨年度をもって一応予算的には終了いたしましたわけでございます。それから第二が重要技術研究開発費補助金、これは工業技術院に重要技術研究開発費補助金というのがあるわけですが、その中に公

害ワクという特別なワクがありまして、その公害ワクの中には、特に補助率も高くしてあるわけですが、その中に公害防止機器の開発に使われておるものが相当あるわけでございます。たとえば同じく排煙脱硫につきましても、先ほど申し上げました大型プロジェクトのほうは乾式法でございます。主として電力会社のような多量に使うところに使っており、というものをやっておるわけですが、この重要技術研究開発費補助金のほうでは湿式法で別な用途に使われるものについて出しておるというふうなことをやっておるわけでございます。

それから最後に先生の御質問の、公害防止機器の性能検査をどこにやらせるかというところは、先ほど申し上げましたけれども、機械電子検査協定協会にやらせるわけでございます。それに対して先ほど申し上げましたように、検査要員養成のための研修の予算と、それから設備を設置するための補助金というものをを出しておるわけでございます。金額は、先ほど申し上げましたように、要員のほうは千八百万円で一般会計、それから設備のほうは二億三千万円でこれは競輪のほう、こういうことに相なっておりますわけでございます。

○中村(重)委員 だから競輪益金とかオートレースの益金からどの程度——金額です、それからメーカーであるとかあるいは団体、それらのところに出しておるでしょうか、それをどういったような団体、あるいはメーカーに出しておるのだったらメーカー、金額、その配分の内容をひとつ説明してほしい、こう言っておるわけだ。

○矢島政府委員 いま幾つかの御質問がございしますが、排煙脱硫につきまして申し上げますと、これは先ほど申し上げましたように約十三億くらいでございますが、これは全部国の一般会計予算で工業技術院に計上されておまして、それが委員費という形になって二つのプロジェクトに出されているわけでございます。約十三億円というものが正確にその二つにどういふふうに分れているかわかりませんが、まあ半分半分くらいだと思えます。

す。第一のものは東京電力と日立製作所というところでございます。機器の開発は日立製作所がやって、それを東電の姉崎なら姉崎にそれを設置して、そこでもって排煙脱硫の設備をつくる。それからもう一つのものは、今度は中部電力と三菱重工でございます。三菱重工が機器の開発をやつて、それを中部電力の四日市において、そこでもって操作するということでございます。金額は大体半分半分くらいだと思いますが、正確にいま記憶してございませんが、そういう状況でございます。

参考までに申し上げますと、東電・日立のほうは活性炭法、それから中部電力・三菱重工関係は活性酸化マンガナ法、こういうことになっております。

○中村(重)委員 通産省所管だけでいいんだけれども、キャンブルによる益金を社会福祉関係とそれから機械振興とに配分しているわけだから、機械振興の中でいまお答えになりましたのは、東電とか中電とかいう大企業だけにしてお答えが、いまあったわけだ。だから機械振興関係で公害防止機器であるとか、あるいは測定器であるとかいう、公害をなくするために当然私は重点を、いままでの機械振興の中で益金配分をやっているのをその方向を変えなければならぬと考えている。だからして割合はどうなんですか。特に中小企業の公害問題というのは重要なものだから、これに対しては力こぶを入れないければならぬ。中小企業関係の公害防止に対してその中でどの程度出しているのか、その金額までわからなければ、比率だけでも明らかにしてみてください。

○矢島政府委員 最初に東電とか中部電力とかいって御説明申し上げたのは、これは競輪でございます。で、一般会計の予算として工業技術院に計上されているものの御説明をしたわけでございます。

そこで、中村先生からお話のありました競輪の益金から公害関係にどれだけ出しているかという点で、これは相当出ているわけでございます。第一のものは東京電力と日立製作所というところでございます。機器の開発は日立製作所がやって、それを東電の姉崎なら姉崎にそれを設置して、そこでもって排煙脱硫の設備をつくる。それからもう一つのものは、今度は中部電力と三菱重工でございます。三菱重工が機器の開発をやつて、それを中部電力の四日市において、そこでもって操作するということでございます。金額は大体半分半分くらいだと思いますが、正確にいま記憶してございませんが、そういう状況でございます。

実はいま突然のあれで正確な数字がございませんので、正確な数字はちょっとお待ち願いたいと思いますが、たとえばいまお話しした公害防止機器に關しては、先ほど申し上げましたように新しい部面があるし、次々と情勢も変わつていくというところで、メーカーのものがはたしてすぐ需要家の生産状況にびたりと合うかどうかというところはわからない場合が多いので、その事前調査費といううなことで、四十四年度一億、四十五年度三億、四十七年度二億というふうなものを出しまして、それを回転して、それはやり切りじゃなくて、調査が終わったら——これはフィージビリティ・サーベーターでございますから、終わったら返すというふうなことで、現在までにそれだけでも六億円出しているものがございますが、いろいろそのほかにもここまに、産業公害防止協会というのがございますが、産業公害防止協会がその公害の防止機器の調査をやるといふようなことで、産業公害防止協会にも出しているというふうなことがございまして、総合して全体で何億になるかというところは、ちょっといま手元に資料がないので申し上げられない次第でございます。

○中村(重)委員 それでは資料を要求します。いまのキャンブルの益金から、これは社会福祉関係は総額の幾らということだけでけっこうです。機械振興関係は具体的に、どういったメーカーに、どういう団体にどの程度出しているのか、それを、中小企業は中小企業として出るわけですから、ひとつ一覽表としてお出しいただきたい。すぐ一時になりますから、これで質問を留保いたしまして休憩をしていただきたい。休憩後に質問いたします。

○進藤委員長代理 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時十三分開議
○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

す。
矢島局長。

○矢島政府委員 午前中、中村先生から御要求のありました、競輪の資金から公害防止機器に對して出した内容につきまして、ただいま資料を提出させていただきます。

○中村(重)委員 読んでください。

○矢島政府委員 四十七年度の機械工業振興資金総額百五十六億円でございまして、その中において公害防止対策事業については総額十七億四千八百五十一万四千円でございます。比率といたしましては総額に対して一・二％に相なっております。

これのおもなものを申し上げますと、財団法人日本機械金属検査協会に對して公害防止装置検定用設備整備補助事業、同じく日本機械金属検査協会に對して公害関係計量器検定用設備整備補助事業、それから財団法人機械振興協会に對してシステム開発補助事業、その中において公害防止機器のシステム開発をやらせることになっております。それから財団法人産業公害防止センターに對して公害防止用海洋観測機器の開発補助事業、それから産業公害防止センターに對して産業公害防止センターの建設整備補助事業、それから九州工業技術協会に對して九州公害分析センターの設備拡充事業の補助、それから財団法人日本産業機械工業会に對して公害源の事前調査に對する補助事業、それから財団法人日本自動車研究所に對して自動車排気ガスの公害防止に關する研究補助事業、財団法人日本自動車検査協会に對して自動車排気ガス浄化装置の検定用施設の建設整備補助事業、社団法人プラスチック処理研究協会に對して廃プラスチックの処理及び有効利用に關する研究開発補助事業、以上がおもな点でございます。

○鴨田委員長 質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 先ほどの資料は各委員に配付するように要請があつたはずであります。まだ資料

料を配付しておられない。だから、資料を各委員に配付してもらいたい。

それから、いまお答えがございましたが、総事業費百五十六億五千万に對しまして公害関係で十七億四千八百五十一万四千円、これでは一・二％にすぎないのです。機械振興、そのことが非常に重要な事業であることは私も理解はいたしますけれども、どのような機械振興の關係に配分されておられるのか、詳細につきましてでないということでございます。いま公害關係を中心としておまな配分先について御報告がございました。詳細にあたっては、あらためてまた資料をもとにして質疑をいたしたいと思います。

ただ、私端的に言わしていただければ、十七億四千八百五十一万四千円、わずかに一・二％ということは、公害關係に対する配分としては、私はあまりにも貧弱であると思ひます。また公害問題を中心として、はたして政府が公害問題、なかんずく公害設備に対する力を持たないところの中小企業にどのような対策を考えているのかということについても私はお尋ねをしたわけでありまして、少なくともあなたのはうで公害に對して相当重点を置いて配分をしておるとするならば、最近一三年、たとえば四十四年が幾らだ、四十五年が幾らだというように、その数字をお示しになるぐらいの熱意がなければならぬと思ひます。たいへんきびしいことを言うようでありまして、けれども、どうも最近の通産省の答弁態度にいたしまして、それからこれらの法律案の審議に對する取り組みというものが、非常に真剣さに欠けておると私は考へる。いままで数本の法律案の審議をいたしました、答弁にいたしまして、私はこれはあなたに申し上げるのではないのですが、石油開発公団法の審議にいたしまして、あとで議事録を調べればわかりますが、法律違反の答弁を平気でやっておるといふ事実であります。その他私が問題であると記憶をいたしておりますものも数件あります。あとで議事録がでか上りますれば、それをもとにいたしまして、私はその点に對する

訂正なりあるいは釈明なりを求めたいと考へておるのであります。この資料の要求の問題にいたしまして、私がいま指摘をしたとおりであります。単にいまのような数字をお示しになるだけではなくて、あなたの方のはうで指摘をされておるようなそういうした公害問題に對して、通産省はこういう姿勢で臨んでいるのです、先ほど来申し上げましたように、四十三年度あるいは四十四年度、四十五年度、なかんずく公害問題が大きく政治課題となつてまいりました公害国会以来こういうことをやつたんだ、そのくらの熱意をお示しになるというくらの真剣な態度がなければ私はいけなと思うのです。田中大臣がおられますればこれらの点に對して大臣から率直に見解を承りたいわけでありまして、この点に對しては私は初め政務次官の見解を伺うわけですが、政務次官から私の指摘に對してひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○稲村(佐)政府委員 全く御指摘のとおりだと思います。公害問題がたいへん大きく政治課題になつてくる今日でございますので、過去の問題について具体的に釈明を申し上げ、御説明申し上げ、今後積極的に取り組んでいかなければならぬ、こういうふうな考へております。

○中村(重)委員 それでは、時間の關係もありまして、先に進みます。悪臭、騒音あるいは湿度等についての測定機器というものの開発はどうなつておられるのか、この点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○矢島政府委員 公害關係の計測器、特に大気汚染あるいは悪臭等の濃度計につきましては、午前中申し上げましたように、まだおくれつておる点も非常にあります。午前中申し上げましたような六つの施策——機械法の運用、補助金、財政、税制、JIS、国の研究機關の研究というふうな六つの施策によりまして、これを急速に開発したいと思つておるわけでございますが、問題点といひますか方向を申し上げますと、すなわちどういふような公害計測機器でなければ

ならぬかと申し上げますと、公害關係は大型で高いものがあるわけですが、公害測定は、安くて取り扱いやすい、いわゆる普及型のものではないければならぬ、こういう点を指向していくというのが第一でございます。

それから公害の關係は、連続して測定できるようなものでなければならぬということで、自動連続測定器の開発が望まれる。それが第二でございます。

それから第三点は、部品とか仕様の規格化が望まれる。そういうことによつて互換性があるものでなければならぬ。

それから第四番目に、現在行なわれておるものであつても一〇％程度の誤差があるということでございますが、そういう点、信頼性が向上されなければならぬ。取り扱いの標準化も必要である。

それから五番目に、多くの物質を同時に測定できる多分析型と申しましょうか、そういうようなものでなければならぬというわけでございますが、こういう五つの方向を考へて、さつき言つた六つの施策をもとにして開発を急いでいる現状でございます。

○中村(重)委員 開発がおくれつておるということから、まだ本法の検定の対象とならないというようなことはないかと思ひますが、そういう開発が進んでまいりますと、やはり本法の対象として考へることになりますか。

○矢島政府委員 開発の進展に應じて本法の対象といたします。

○中村(重)委員 一応のめどがあるのではないかと考へるのですが、めどとしてはどうですか。

○矢島政府委員 一番早いものは、本法が施行されると予想される来年の春、こういうことでございまして、すなわち本法は、公布後一年以内に施行するということでございまして、御審議が終わりまして、通過いたしますれば、おそくとも来年の五月ごろには施行の運びとなるわけですが、その際には少なくとも騒音計等は本改正法に基づく対象となることと思ひます。

○中村(重)委員 本改正法の措置のほかは計測部会というのがありますね、この計測部会が指摘をして公害計測器、これに関する標準化というのがあると思ひますが、この点はどうなつていきますか。

○矢島政府委員 標準化の点も、その公害計測部会で指摘しておるようによつてございまして、私が先ほど申し上げました六つの施策の一つがこの標準化でございますが、実情を申し上げますと、現在公害計測器で日本工業規格となつておるものは三つくらいございまして、具体的には騒音計、紫外線ガス分析計、あとPHメーターの一部というようないないわけでございますが、その対策をいたしまして、毎年相当額の一般会計予算を計上いたしまして、この促進をはかつておるわけでございますが、四十六年度におきましては、工業技術院において大気汚染の測定に関する調査研究ということと六百八十五万二千円計上されまして、硫酸酸化、一酸化炭素、窒素酸化物及び粉じん、この四物質の計測器についてJIS化のための調査が行なわれ、これら四機種については、翌年度である四十七年度において日本工業規格を制定するような作業が進められておるわけでございます。次に、四十七年度におきましては、同じような調査研究が一千四百六十八万八千円によつて行なわれまして、物としては塩素、炭化水素及び排出原油の硫酸酸化物の計測器について調査研究を行なつておるわけでございます。逐次JIS化を進めておる次第でございます。

○中村(重)委員 中小企業は、御承知のとおり技術陣が非常に貧弱であるということになるのですが、中小企業の公害測定についての指導というものはどう進めていくことになりますか。

○矢島政府委員 先ほど、先生に申しわけなかったのですが、私、競輪の關係、おもな数字だけ申し上げますが、それが中小企業についてどういふ

ふう配慮されているかということに触れるのを抜かししてしまっていて、まことに申しわけございませんでした。

実は、先ほど御説明申し上げましたこの中に、中小企業に重点を置いて、中小企業を目的とした補助対象があるわけでございます。具体的に申し上げますと、東海技術センター、それからその次の産業公害防止センター（仮称）、これは大阪のことでございます。それから九州公害分析センター、こういうことでございまして、実際問題として九州が一番早く、東海技術センターが四十六年度にできまして、産業公害防止センター（仮称）これは大阪は大阪公害防止センターということになると思いますが、これが四十七年度にできるわけでございますが、毎年度一つずつぐらいこういうのができておるわけです。それから、これは中小企業への計測サービス体制と申しますか、中小企業に対するためのものがございます。すなわち公害関係で企業自身としても分析を一生懸命やらなければならぬばかりではなくて、公害の規制が強化されておることで、排出基準を守らなければならぬ。さらには大気汚染防止法なり水質汚濁防止法に基づいて、企業自身の測定義務、その記録義務等がありますが、そういう関係で、中小企業においては、自分で分析を行なうにしては人間も持っていない、設備も持っていないということで、分析の委託をする機関が望まれているわけでございまして、そういう中小企業から望まれておる分析の委託の機関としてこのような公害分析センターというものが逐次できつつあるわけでございます。

○中村（重）委員 指定検査機関制度というものを導入して、そこで指定機関として機械電子検査協定協会、これは旧日機検というのですね、これを予定しているようですが、この旧日機検と今度の指定機関とは、性格であるとかあるいは業務、そういう点でどう違ってくるのか。それらの点に対して、運営の問題等を含めてお聞かせをいただきたいと思う。

○矢島政府委員 いまの機械電子検査協定協会というのは、いわゆる日機検が四月一日から名前を変えたものでございまして、実体は同じでございます。ただ、本改正法に基づきまして、いずれ指定機関になるということでございまして、業務の幅が広がるということでも、おそろくはこれによって業務の幅も広がることを頭に置いて名前を変えたのだらうと思いますが、内容的には同じものでございまして、具体的に申し上げますと、従来からこの日機検というのは輸出検査法に基づく指定を受けておりました。機械器具関係の輸出検査をやっておる。それから電気用品取締法に基づく指定検査機関で、電子レンジ、テレビというもの、の検査をやっているというところでございまして、さらに、本改正法ができましたれば、計量法に基づく指定検査機関として公害計測器等の検査をやるわけでございます。

なお、この四月一日名前を変えるに際して、計測器と公害防止機器というものを業務対象に加えるような定款変更が行なわれました。その点は変わった点でございます。

○中村（重）委員 この指定検査機関というのは、私は複数でなくて、一つ一つを指定されるのだらう、こう思うのですが、そこで今度は指定検査機関が研修会をおやりになるのですか。この研修会の性格というのが、研修を受けますとどういう資格が与えられるのか。

それから研修会に、昨日でしたか松平委員の質問に対して、たしか五十名というふうな話であったと思うのですが、研修の補助として五〇%、千二百五十二万八千円を、先ほどもお答えがございましたが一般会計で予算化しているようです。これは年間経費ですけれども、渡し切りということなんですか。その五十名の講習生に対してこれだけの予算化をやる。五〇%ですから、残り五〇%というのは受講料を研修生から取るということになるのかどうか。それから五十名というのはどういったことでそれが適当であるというようにお考

えになったのか、将来計画を含めてその内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○矢島政府委員 まず五十名の内容でございまして、五十名というのは、実はこの協会の現職員及び新規採用の職員でございます。

具体的に申し上げますと、この協会は先ほど申し上げましたように輸出検査をやっておったのですが、最近のような情勢で、自由化されたり何かいたしまして輸出検査の収入がだんだん減ってきている、仕事が減ってきているということで、輸出検査の部門から相当数を回す。しかしまた今度新しい仕事があるわけで、新規採用もする。それからこの協会は、こういう騒音計等の計測器について従来から民間の自主的な委託検査を受けて、そういう仕事もやっておったわけでありまして、そういう関係の要員ということで、輸出検査から回ってきた連中と新しい人間と、それから委託検査をやってきたそういう人間と、合わせて五十人で研修を始めるわけでございます。それで、先生御質問の受講料なるものは取りません。

次に五十名でございまして、将来の指定検査機関の業務を考えますと、これだけでもちろん十分ではないわけでございますので、来年度引き続いてこういう研修を続けてまいりたいと思っております。

○中村（重）委員 この家庭用の計量器について、一定の技術基準適合義務、それから表示の義務を今度製造業者とかあるいは輸入業者に課することになったわけですね。ところが表示義務だけであって、本法の検定制と適用しないというところになっていて、提案理由その他いたいたしております資料を見ますと、検定制を適用しないというところは、過剰規制になる、それから行政の簡素化に反するところから表示義務にとどめた、こういわれておるのですが、行政の簡素化のために検定をしないのだ、過剰規制になるのだ。どうも私もその点の点が、いまの公害問題というものの重要性という点から考えて理解ができないです。行政簡素化のために必要なことを

やらないのか、過剰規制とは何か、そうした反問が実は出てくるわけですよ。その点に対して納得いくような御説明をいただかなければ、私もどうしてはその点が理解できないのです。どうですか。

○矢島政府委員 家庭用計量器を、検定は行なわず、別途技術基準の適合というような形でもって規制することになるにつきましましては、いろいろ慎重に関係者等とも打ち合わせて検討したわけでございますが、過剰規制とかなんとかいうのは、あとからの、何と申しますか末の議論でございます。一審大きな問題は、これにより厳格な検定制を適用することによって結果的にコストアップになりまして、家庭用計量器が非常に高くなるのではなからうか、その点が一番の問題だったわけですね。

すなわち、検定ということになりますと、検定基準が厳重になる。それから検定というのは全品検定でございますから、当然そこでもってたくさんのおしやりが出る。そういうことになりまして、当然の話として価格が高くなる。しかしながら、これは家庭用の計量器でございまして、肉屋や魚屋が商売に使う計量器は相当高くてもこれは商売用であるからということでいいのですけれども、われわれの家庭が健康管理のために買うヘルスメーターその他について、これを非常に厳重な規制をやることによって非常に高くなるということであって、これはほいほい考えなければならぬという、こういうような意味が中心でございまして、検定という規制方法はとらず、技術基準適合という方法によったわけでございます。過剰規制というのは、要するにコストをうんと上げてまでも規制をやるほどのこともないという意味において、そういう表現をとる向きがあったわけでございますが、本意は、別に行政を簡素化したいということではなくて、消費者に低廉にこれを供給して、しかも最低限度の基準を守らせよう、こういう趣旨に出たものでございます。

○中村(重)委員 答弁なんかに、何かことばの言い違いとかないかというところはわかります。しかし、いやくも私も私に法律案並びに関係資料としてお出しになったその中に、明らかに行政の簡素化というように書きつと書いておられるのだ。検定を適用しないという理由の二つとして、一つは行政の簡素化なんですよ。一つは過剰規制なんですよ。この二つを理由としてあげておられるわけだ。

それからいまの過剰規制の問題にいたしまして、いわゆるコストアップ、価格が非常に高くなるから、だからして検定までやらないのだ、こういっている。検定をやる必要があるのかないのかというところが私は根本でなければならぬと思うのです。適正な一定の技術基準適合義務、そしてそれを表示する義務、これを負わせる。そうして、その表示をしていなかった場合においては、製造業者並びに輸入業者に対しては罰金五万円なんですよ。五万円ぐらいは、メーカーがそうした表示をしない、あるいは適当な表示をやったとばん売っていく、ちょっとこうメーカーが何かやったら五万円なんというのはどんなでもなることです。だから問題は、検定の必要があるのかないのかということとをまずあなた方はきちっとすることです。

私はほんとうにこれを、いただいております資料を見まして、あるいは法律案を読んでまいりまして、家庭用というものは、まあこの公害問題というふうなものは、これは非常に重要となってきた。それだけに非常に関心が高い。性能を高めてもらいたい、精度を高めてもらいたいという要求というものが非常に強くなっている。議論の結果、あなた方はこれをいろいろおやりになることになった。おそらくそれは、業者の方々が、検定までする必要はないのじゃないかといったような圧力とか、そういう抵抗もあったのじゃないか、結局ここに落ちついたのではないかと、これはうがった見方かもしれないけれども、

も、私はそういうような印象を実は受けるのです。だから値段の問題は、高くなれば、公害というものは非常に重要なことから、国から補助金等を出してコストアップにならぬような方法だっているところあるでしょう。あるいは、ギャングブルの益金の問題だ、いろいろそういうような人命尊重の観点から、そういうところに生かして使うという方法だ、あるのじゃないかというところから、検定の必要があるのかないのかということ、をまずはっきりしてもらわなければならぬということ。同時に、わずか五万円ぐらいの罰金というところで事足りるというふうなことであれば、ならぬと私は思う。だから、もう少しそれらの点は納得のいくようなお答えをいただかなければ、私もこの法律案を通すわけにはまいらぬ。どうですか。

○矢島政府委員 最初に御説明申し上げますが、先生がいまおっしゃった公害用の計測器は検定の対象とするわけでございます。公害の計測器は、先ほどからなる御議論のあったように非常に重要なものでございまして、これは当然その検定の対象といたしまして厳重にチェックいたすということになっておるわけでございます。検定ではなくて、技術基準をつくってそれを守らせる、それを表示義務でつけさせるというのは、家庭用の計測器、すなわちヘルスメーターとか、あるいは奥さんが台所でもってちょっと料理用にはかる、百グラムのメリケン粉と五十グラムの砂糖をまぜたらどうかというキッチンスケールとか、そういうようなものでございまして。

そこで、現在の計量法のたてまえといたしましては、検定の対象は、取引用に使うものあるいは証明用に使うものというところに相なっておるわけでございます。したがって、家庭用の、いま言った、われわれがおろから上がつて乗つかるというヘルスメーターとか、奥さんが料理をつくるに際してやるというキッチンスケールのようなものは、これは取引用ではございせんので、検

定ということまでする必要はないと考えておるわけでございます。

それから証明というものは、もろもろの関係で公に事実を証明するわけで、公害の計測もこれはまさに一つの証明でございます。タクシーメーターもこれは証明でございます。あるいは電力会社のワットアワーメーターもこれは証明でございます。これは取引にも関係いたしますが、そういう意味におきまして、こういう証明に使う公害計測器は当然法のたてまえから検定をいたすことになっております。

以上が、いまま家庭用のヘルスメーターを決定しないかというお答えでございます。

○中村(重)委員 そういうお答えが返ってくるならば、計量行政というのは消費者行政の中でどのような地位と役割りを果たすのかということをお尋ねしなければならぬということになってくる。なるほど公害、書いて字のごとく、公害計測器というものは検定をやるのだ、家庭用の計測器、これは個々の家庭でこれを使うんだから、その検定までやる必要はないのだ。しかし、この計測器について一定の技術基準、それに適合しているかどうかという、そのことに対するところの基準をまづきちんとする。それからそれを表示するという義務を与えて、それを怠ったならば五万円の罰金というのをかけようとかあなた方はしておられる。いやくも、だれであらうとも、果たすべき義務を果たさないで罰金刑という刑を科するということになる以上は、その表示が人命尊重の観点からきわめて重要であるということをおあなた方お考えになつておるから、罰則適用というものをなさるわけでしょう。だからして、公害というのとばが適当でなければ、それは有害というのか。

いづくにいたしたところで、その計測器というふうなもののがきわめて重要な、技術基準というものが非常に重要なこと、だからしてそういう表示義務をあなた方は課せられるわけなんだから。だから検定にしないかということをお議論されたいんだから……。議論した結果、まあ検定というところまではいかないで、そこでひとつ表示義務ということに持つていくのではないかと、こういうことで落ちついたわけなんです。だからいまあなたのお答えのように、これが公害用の計測器じゃないんだから、どだい検定の対象になるべきものじゃないんだということであれば、何もそのようにあなた方は議論をする必要はないわけでしょう。頭からそんなものは関係ないことだということとで片づけるべき性格のものだと私は思う。そうなりませんか。だからどうするかということをお盛んに議論したでしょう。その結果としてこういうことになつておるんでしょ。

○矢島政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。この件は計量行政審議会において慎重に検討いたしました。消費者の意見も聞くし、それから地方の住民と密着している地方庁の方々の意見も聞いた結果、いろいろ検討いたしました結果、こういうところに落ちついたわけでございます。

○中村(重)委員 それならば、さっきのような答弁で、公害用の計測器というものはこれは検定するんだ、家庭用の計測器というものは何も検定する必要はないんだというように、私の指摘というもの筋違ひのような、そういうふうにとれるような答弁をするということは、私は不穩当だと思ふ。そういうようなことではなくて、いろいろと検討した——いま私の再度の指摘に対してお答えになったようなお答えを私は初めからなさるべきだと思ふ。したがって、コストアップになるとか、それから行政の簡素化とか——だから、行政の簡素化ということが全然違うんだというならば、このように法律案に関し、あるいはそれに関係するところの資料というものは単なる参考資料じゃない。やはり私もこの法律案を、その内容を十分知る上について、これは参考といえは参考でしょうけれども、不可分の関係の資料なんだから、そういうものにはっきり明記してお出しになつておる以上は、そんなものじゃないのだとい

うことを答弁でもって、行政の簡素化というものはございせん……。そういうことでは問題が片づかないんじやありませんか。だから、適当なことばでないんだらば正誤表でもお出しになるというくらい慎重さというものがあなた方にはなければいけないと私は思う。私の言い方が無理だとお考えになりますか。どうですか、政務次官。

○稲村(佐)政府委員 御指摘のとおりだと思います。まあこれはいろいろ言い方で、局長のほうもこまかく、こう逐条追って進めてまいりまして、何か誤解の点もあるようでございますが、最後にお答えを申し上げたのが真意だと思えます。

○中村(重)委員 私への答弁に十分お答えになっていらないんだけれども、まあいいでしょう。いざいざにしても、この家庭用の計量器というのは検定の必要というものは全くないというお考え方で、将来ともその対象としてお考えになっていらないのか、あるいは検定をすることと越したことはないというふうなことで、いろいろとそうしたコストアップにならないような方法を講じて、さらに検討を進めて、最も安全な道を、方途を講じていくというお考えの方なのか、その点について局長から再度お答えをいただきたいと思えます。

○矢島政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。さらに計量行政審議会等において検討の結果、その必要があるということになれば、将来においてそういうことは考えられるわけでございます。

○中村(重)委員 それでは最後に、今後の消費者保護というものを計量法というのか、計量行政の中でどう進めていくのか、具体的な考え方を伺って、それで納得がいきましたらこれで終わりたいと思う。

○矢島政府委員 計量法はいろいろ複雑な規定がございまして、計量の基準を定めたり適正な計量の実施を確保するというようなことがいろいろ書いてございしますが、やはりその中で一番重点を置いておる点は、特定の商品について量目規制を行なう。あるいは検定を行なって、不良品が出回らないようにする。それから出回っているものについても定期検査をやったり、あるいは立ち入り検査をやるというふうな意味におきまして、やはり消費者保護という点が非常に大きなこの法律の重点になっていておると思えます。この計量法の今後の運用の一番大きい重点は、その重点に焦点を合わせてやっていきたいと思うわけでござい

ます。したがって、そういう消費者保護に焦点を合わせた量目の規制、たとえば一年に二回一斉量目規制のための取り締まりなどをやっておりますが、そういう法律の運用は、もちろんのこと、最重要点でやるわけでございしますが、さらに行政措置として、精度の確保事業というふうなことを四十四年度来実施しておりますが、この法律以外に、この法律に関連して精度確保事業というのをやっております。既存の、すでに持っているものについて随時サービスさせるということと、補助金を使ってやるとか、あるいは計量モニターというのを全国に千二百名の御婦人の方にやっていただいております。これは非常に好評なのでございまして、この計量モニター制度を活用するとか、あるいはパブリックスケールというふうなものやデパートのすみあるいはスーパーマーケットの横とかあるいは繁華街のそばに置いて、そこでも随時できるというように、法律の運用以外の面におきましても消費者保護という点に重点を置いてやってまいりたいと思っております。

○岡田委員 次、岡本富夫君。

○岡本委員 ただいま議題になっております計量法の一部改正について、私もまず消費者保護の観点から、家庭用計量器の性能を維持向上するための措置を講ずるというふうな資料をもらっておりますけれども、現実をあらわにこちら見ますと、たとえば主婦の方、そういう団体、そういう人たちがずっと現地を回って、市場とかあちこち回りま

す、量目が、計量器がきちっとしていない。そういうような問題がちょいちょい出てくるわけでありまして。そこで、この計量は国と都道府県単位で実施されているというように聞いておるのですが、いま特定市というのがありますね。大臣が許可をした特定市、これが七十五市ある。それ以外のところは、そういうような計量を行なうという特定市ではない、こういうことになっておるように思われるのですが、この点について、もう一点詳しく説明を願いたいと思うのです。

○矢島政府委員 先生おっしゃったように特定市は現在七十五でございまして、それで、まず先生のおっしゃる通りにこれは非常に消費者に密接した行政をやりますから、都道府県だけではなく、もっと現場に近い特定市にやらせるのがいいという趣旨でございまして、いわばもっと住民に密接したきめのこまかい円滑な計量行政をやるという趣旨からこの制度になったわけでございまして、ただ市と申しましては全国に六百ぐらいござい

ます。条件を備えたものから申請に基づいて指定しているわけですが、私どももいたしまして、計量行政の性格すなわち消費者に密接した行政であるという性格から、なるだけ市がふえることを望んでいるわけでございしますが、しかし、と同時に、申請してくる市は消費者サービスへの改善の意欲があるということが前提で、それがすなわちちゃんとした基準器を備え、ちゃんとした職員を持っているというところでなければならぬわけで、そういう点が満たされればこれを指定をする。ほとんどしているわけで、現に幾つかの市が申請をしておるわけでございしますが、それについても、条件を満たす限りこれを指定したいと考えている次第でございまして。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

○岡本委員 それで全国六百、もっとふえているかもわからぬ、それ以上の市があるにかかわらず、ただ七十五市だけが計量をやるということでは私は若干不合理のように感ずる。そうでないところの計量をしない市であれば、少々はかりが違っておつても、これをだれもチェックする者がいないわけですね。ですから消費者の立場から考えれば、たとえばこの市はかりをよく調べておしきちんとしている、こっちはもうあやふやである、そういうことは一般の消費者はわからないのです。どの市は計量がきちっとしている、どの市はもういいかげんだというふうなことはわからないわけですから。しかもあなたのほうでは、市のほうからそういう申請が来て初めて認可するんだ。それではきちっとした基準はかりも要らぬということになってしまふ、消費者の立場から見ればです。ですからこれは、あなたのほうから各市にちゃんと計量標準器を置いて通産省は絶えずこれを検定して、それで量目は間違いないのだという行政を行なわせるように自治省とも相談していく、そういう態度でなければならぬと私は思うのですが、その点はどうですか。

○矢島政府委員 現在の検査体制は都道府県がやるか特定市がやるということで、特定市になって

いないところは当然のこととして従来から都道府県がやっていたわけでございます。しかも都道府県、特定市は、それぞれ法律によりまして市部においては年一べん、郡部においては三年に一回定期検査をやらなければならぬということでそのとおりやっています。それにプラス、県及び市は随時定期検査以外に立ち入り検査をやるといふことで十分なチェックをなし得る体制にあるわけでございますので、別に特定市だから敷重だ、特定市でなければゆるい、こういうことにはなっていないわけでございます。

○岡本委員 現実にこの計量をやるような計量士もそんなに都道府県におられるわけではございません。都道府県の中には市がたぐさあります。町もある。だから通産省のほうから、そういった計量をやらないうちに市に対して自治省と相談をして、そして全然小さくて、しなくてもいい——しなくてもいいというところはおかしいが、都道府県から手が回るといふようなところはよろしいと思いますが、実際に現場においてどうやってやっているとばかりしているのかということになるわけですから、この点についてはあなたのほうでもう少し、せつかく計量法によってきちっと標準計量器があるし、国はそういうような完備したものがあつたのだから、そこまで伸ばしていくような、消費者の立場にすれば、そこまであなたのほうから推進をしていくというふうな考え方でなければ——もうちょっとできる体制であります。それで私、現実をたくさん調べてきているから出しますけれども、あまり時間をとつてもあれだから、その点についてはあなたのほうからそういったプッシュをし、また誘い水をして、そういう計量できる市をたくさんつくっていく、そして消費者の皆さんに利益をはかっていく、このような姿勢が必要であらうと思うのですが、その点についてもう一度……。

【小宮山委員長代理退席、委員長着席】

○矢島政府委員 全く先生のおっしゃるとおりでありまして、特定市がたぐさふえまして、それ

によってきめのこまかいそれから消費者に密着した行政を推進されることが非常に望ましいと考えておりますので、特定市の指定にあたつてはそういう線を進めてまいりたいと思ひます。

○岡本委員 次は体温計についてありますが、体温計は、私の調べたところでは非常にばらつきが多いわけですが、それはそれとしておきまして、この中に〇・二C以上の水銀が入っているのです。病院の中ではどこへ捨てているか。ぼんと割れたときに、その水銀をなめたりあるいは吸ったりしますとたいへんなので、消費者の安全というところから考えると、こわれたときの水銀は毒物であるという表示が必要ではないかというように私は考えるのですが、その点についてひとつ……。

○矢島政府委員 実は、体温計につきましては、取引、証明等の観点から、私も計量法で厳重な規制をやっているわけ、全品検定をやっておるわけですが、同時に厚生省のほうで、衛生上の観点から、たしか薬事法で規制していると思うわけでございます。衛生上の観点と取引、証明という観点とそれぞれ別な観点でございますが、両方でやっておるわけでございますけれども、先生の御指摘の点、非常に問題だと思ひますので、どちらのほうでやるか、厚生省とも打ち合わせて検討いたしたいと思ひております。

○岡本委員 通産省は、人体に対するところのそういう安全というふうなことはなるべく考えない。厚生省のほうは非常に考える。まあ、いままでの経過を見ますと、企業育成でどんどん売れたらいいのだというふうな態勢のように思われる。したがって、これが割れたときに、この中には有害物が入っているのだから、その取り扱いについては注意をするように、そういう表示のしかたについて通産省のほうから業者に指導することが大事であらう、こういうふうに思うのですが、その点について、私、体温計を買つてみて、どこにもそんな表示がないのですよ。したがって、これ

は非常にあぶない。これについて検討してもらいたいと思ふんですが、いかがですか。

○矢島政府委員 御指摘の点は、相当問題のある点でございますので、検討させていただきますと思ひます。

○岡本委員 次に、騒音計につきまして、これは十二条の十六号に規定してありますけれども、この標準器というのは通産省のほうにきちっとあるわけですか。まだ政令に入っていないようにも思ふんですが、この点についてひとつ……。

○矢島政府委員 騒音計の標準器は、工業技術院の電子技術総合研究所、いわゆる電総研が元締めでございます。そこに標準器がございます。

○岡本委員 この政令を見ますと、これが入っていないように思ふんですが、これはこのままでいいのですか。

○矢島政府委員 騒音計は非常にたくさん出回つておるわけでございます。これを検定するとなると、相当数のもの、何千というものを全部検定しなければならぬということでございますが、従来、電子技術総合研究所には標準器はございまして、それ自身は、そういう全国の何千というものを処理する設備及び要員がなかったのだから、検定対象としてなかったわけでございます。しかしながら、いよいよ、そういうことを早くやらなければならぬという要請も強くなつてきたので、現在御審議をいただいている改正法におきましては、指定検定機関を設け、指定検定機関によつてこの何千とある普通の騒音計を検定する、それで、電子技術総合研究所は高級な精密級の騒音計を検定する、こういう体制で来年には発足いたしたい。来年、この法施行と同時にそういう検定体制を発足したいと考えております。

○岡本委員 そこで、騒音の問題ですがね。自動車の騒音、これは運輸省の關係になるのですけれども、自動車をつくる、こういう製造については、これはあなたのほうの所管なんです。この自動車騒音は、車両の総重量三・五トン以下のもの、加速走行のときに八十五ホン、これが自動車

一台の許容限度になっておる。これは運輸省の關係だけれども、自動車の製造を担当しているあなたのほうで検討したことはありますか、どうですか。

○矢島政府委員 自動車の騒音規制につきましては、騒音規制法で規定された許容基準は、道路運送車両法に基づく検査の際の安全基準と申しますか保安基準に掲げられるということになっておりまして、その保安基準の運用、すなわち車の検定という段階でチェックされることになっておるわけでございます。したがって、その騒音規制法の許容基準の面からまず検討していかなければならぬのじゃないかと思ひますが、なお私、そちらのほうもいまあまり詳しくないので、あらためて検討させていただきますと思ひます。

○岡本委員 あなたはもと、通産省の公害部長をやつておつた。そして自動車の所管の局長になつたのですから、そういった面にもやはり頭を使つて、これは運輸省の關係だからわしは關係ないんだというふうなことでもなしに、一応検討してもらいたいと思ふのです。というところは、騒音規制法で自動車騒音の許容限度というものがあつたわけですが、常行すなわち普通の状態で走るときは七十四ホン、それから加速、非常に早く走るときには八十五ホンになっておるのです。ところが、この環境基準があるのです。私はいま全部最高のあれを出しているわけですが、昼間が八十ホン、それから夜間が六十五ホン。車自体が音が高くて、そうして道路を走つたときにはそれ以上に押えるといつたってこれは無理だ。しかも、何台も走つてくるのでしょう。一台だけがすうと行つておるのじゃない。こういう關係をべんひとつ考へて、そうして検討して——これは環境基準に合はせろといつたって、自動車自体が騒音が高いのですから。だから、この環境基準に合うわけがない。これはあなたの所管でないと思ひますけれども、あなたも先ほど言つたように、公害は、しかも騒音は全国的に見て一番苦情が多い。だから、計量法の一部改正のときに私は言つておきますか

ら、これはひとつ検討をして、各省とも話し合っ
て、自動車の本根をつくることのは主権
を持たなければいけないと私は思うのです。

それと同時に、これは通産省に特に要求がある
のですが、二輪車のオートバイですね。あれが晩
になるものすごい音で走る。あれは一番困るの
だ。あすたはなぜあの音が大きいのか知っており
ますか。

○矢島政府委員 結局、消音マフラーというもの
がついておまして、それによって相当程度の消
音効果が期待されて、それで騒音を少なくするわ
けでございますが、最近の若い人は別な趣味を持っ
ておまして、騒音マフラーをせっかく取りつ
けてあるのを取ってしまうというようなことが、
先生御指摘の事情の一つの原因かと思ひます。そ
ういった観点に立ちまして、現在オートバイメー
カー等において研究開発が進められておるのは、
構造の中にすきり組み込んでしまつて取りはず
しができない、あるいは構造自身が消音マフラー
の効果をおよぼすような構造というものを研究し
ておりますので、それが実現すれば、その弊は相当
程度防げるのではなからうかと考えております。

○岡本委員 これは重工のほうの、あなたのほう
の所管ですが、そういう答弁ではばくは納得でき
ない。オートバイをつくっている会社が音の出な
いところのオートバイをつくつたら、一台も売れ
ないですよ。それで、マフラーをはずれないよ
うにするともう売れなくなつたら、いまは売れる
ようにして売っているのですよ。そういう事実を
あなたは知っておりますか。ばくは会社名をあげ
てもいいけれどもね。だから、静かに走ると売れ
ない、音がすると売れる。要するに売るために、
騒音を夜中にまき散らしても、人の安眠を妨げて
もかまわないというこのメーカの態度につい
て、これを指導するところのあなたのほうの指導
力というものは相当ななければならないと私は思
うのですが、あなたはそれに対して、いまあなたは
技術開発する、そんなばかことを言つては困る
のです。はずれないようにしたら売れなかったの

ですよ。これは矢島さん、あなたもそんなことは
知っているはずだ。だから、音がするようになる
と売れるというのです。これでは夜間、特に安眠
している、休養をとっている人たちが、一般の住
民が困るのとはあたりまえじゃないですか。これは
強力なひとつ行政指導が必要と思うのですが、も
う一べん局長に答えてもらいたい。

○矢島政府委員 一部のオートバイのメーカ及び
販売店がそういう考えを持っていることはよく
承知しております。ですから、そういうことも含
めて、残念ながらせつかくの消音マフラーが使わ
れていないというのが現状だということを申し上げ
たのですが、他方そういうことは非常に遺憾な
ことでございまして、そういうことのないよう
にせひしたいということで、取らうと思つても取
れないようなものにしてほしいということが私の申し
上げたこととございまして、そういうことを強く期
待して、私はそういうことになるであらうとい
うことを申し上げたわけでございますが、そういう
ふうに指導してまいりたいと思ひます。

○岡本委員 要するに、オートバイのマフラーが
はずれないように構造がもととしてあれば、少
少売れなくても、みんなは迷惑しないわけではな
い、期待するのはここのほうですからね。こと
ばじりをとらえて悪いですけども、期待するの
は国民なんですから、あなたのほうでそういった
強力な指導をして、これは法的な規制を加えても
いいくらいですよ。毎晩毎晩走られてみなさい。
その点はひとつ要求しておきますから、あとそう
いうふうになつたかならないかは、また私のほう
の得意な総点検でやまして、できなかったらあ
なたの責任、こういうふうにきめておきますから
ね。

そこで次は、計量器の許可とJIS、日本工業
規格との相違点ですね、これをひとつ明らかにし
てもらいたいと思ひます。

○矢島政府委員 先ほど申し上げましたように、
まず第一に技術から申し上げますと、公害関係
の計量器についてはJIS化がまだ進んでなく

て、三つばかりしかない。あと毎年毎年ふやして
いくというのが実情でございますが、それはそれ
といたしまして、計量器となりますれば、これは
全品検定ということで十分なチェックが行なわれ
るわけでございます。しかしながら、JISとい
うことになりました。これは申請に基づいてその
生産設備、工程管理等がそれに合つていという
場合、生産設備なり工程管理についてそういう
認定を受けた場合に、そのJISのマークを張
り出せるという、いわば役所としては受け身、申
請ベース、任意ベースというふうなことで、性格
はだいぶ違ふと考えられます。

○岡本委員 この型式承認といひますか、あるい
は日本工業規格、JIS——よく工場にJIS規
格、通産大臣表彰工場なんていうのが張つてあ
る。このJISというの、一般国民から見ます
と非常に安心のできる、また信用できる、こうい
うような考え方を持っているわけですが、このJ
ISをきめるのはどこできめるのですか。

○太田(暢)政府委員 JISは工業標準化法によ
るものでございまして、まず主務大臣がございま
るものでございまして、特に公害に關しましては主務大臣は通商
産業大臣でございまして、主務大臣がございま
して、そしてそこで原案をつくりまして、日本工業
標準調査会というのがございまして、その議を
経たあと主務大臣のところに戻りまして、そこで
決定するということになっております。

○岡本委員 そうしますと、いま一番騒がれてお
りますのがPCB——きょうは実は公害委員会に
おきましてPCBの対策の決議をしたところであ
ります。いま全国に六万トン以上もあるというこ
とで非常にそろしい問題であります。このP
CBがJIS規格であつた。十五年前からトラ
ンスやコンデンサーに使われるように義務づけられ
ておつたというところは、主務大臣であるところ
の——これは化学製品ですから、おそらく通産大
臣だと思ふ。通産大臣が許可をしたJIS規格の
PCBが、いま十五年たつて日本の国土にものす
ごい被害を及ぼしておる、こういうことを考えま

すと、非常に問題があるように思ふのです。そこ
で、PCBが三十二年の四月にJIS規格に制定
されたときのいきさつあるいはそれを審議したと
きの専門委員、これについてひとつ明らかにし
ていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○太田(暢)政府委員 JIS規格におきまして
は、不燃性絶縁油というところにPCBのJIS
があるわけでございますが、これが制定された
ときのいきさつは、そのPCBが出てまいります前
までは、絶縁油に關しては燃性、燃えるという欠
点があつたわけでございます。その欠点がござい
ましたために、また性能もよろしくございませ
んでしたので、変圧器その他の容量が非常に大き
なつたりしていろいろ欠点があつたわけござい
ます。そこに不燃性の絶縁油としてのPCBが出
てまいりましたので、おもに不燃性という点とそ
れから絶縁性という点でJISがいろいろ設定さ
れたわけでございます。残念ながらその当時、非
常に遺憾でございましたけれども、公害という問
題についてはほとんど考慮いたさないで、絶縁性
と不燃性というところでJISを設定いたしてお
りました。

それから先ほどの先生の御質問に、その当時設
定にあつた委員のメンバー、どういふ人が委
員であつたかということでございますが、これは
後ほど調べまして、資料を提出させていただきます
す。

○岡本委員 この専門委員のメンバーは、ほとん
どが企業の事業部とか技術部とか技術課、こう
いふふうになつておるわけですね。ですから、こ
の中を見ますと、そういった人体被害あるいは健康
に對するところの問題を審議する委員もだれ一人
いなければ、それから国のほうの、要するに工業
技術院ですか、これは事務局みたいなになってい
て、それをほんとうにチェックする機関としての
力を發揮していない。ほとんど企業の委員、企業
の技術屋だけが専門委員になつていて、こうい
うところに私は大きな問題があるのじゃないかと思
うのです。これはあなたのほうから、そのときの

専門委員の構成メンバーの資料をあつて出すというところから、次のときにいたします。しかも、このJISの制定方針というものは、三年に一回チェックしなければならぬ、こういうことになっている。だから三十二年の四月に制定されて、四十三年にカネミ油症事件で相当問題になった。にもかかわらず、四十五年の一部改正のときには、工業技術院あるいはまた通産省のほうから全然この問題は話が出てない。これは私はまことにけしからぬと思うのです。それだったら通産省は企業ベースじゃないですか。何の指導力もないじゃないですか。この問題についてはあとで大臣に徹底的に聞かなければならぬ、こういう考えを私は持っておるわけですが、これについてももう一ぺん工業技術院の太田さん、いかがですか。

○太田(暢)政府委員 このJISの全般にわたって、従来とかく先生のおっしゃいましたような欠点がございましたことは、まことに私どもの至らなかつたところだと考えておるわけですが、今後は環境問題が非常に重要な問題になっておりますので、こういったいろいろなJISをつくり出す場合に、その見地からも、いろいろな委員の構成その他のところから十分考慮いたしまして考えてまいりたいと存じております。

○岡本委員 だからJIS規格というのが非常にずさんである、これを明らかにした一つの事件です。これをもう一つ、主務大臣が許可したというこのJIS規格が、国民から適格か不適格か非常に疑われるところの問題になると私は思うのです。政務次官、PCBの連合審査のときにあなたはいたのですから、この点についてどういうふうにお考えですか。

○稲村(佐)政府委員 いま院長が答えましたように、その当時といたしましては不燃性あるいはまた価格の問題、まあトランス等の問題ではその後の際においては、いろいろな状態から判断をいたしましてJISに値するものだった。その後こういう形になりましたことに申しわけないと思

ますが、今後はそういう問題も踏まえまして、公害問題が政治問題化されておるときでもございすので、特に公害問題に留意をいたしますことがJISマークを決定する場合にはたいへん大事ではないか、こういうふうにお考えしております。

○岡本委員 その答弁ではよくはとも不満足だ。なぜかならば、三十二年四月のJIS制定のとき、それからこちら三年に一回はもう一度検討しなければならぬ。そのときに検討しておれば、もっと早くこのPCBをとめることができた。ばくはPCBだけのことを言っているのじゃない。要するに、JIS規格のずさんさを私は指摘しているわけですが、これはひとつあとで近江委員にでも大臣が来られたときにもう一度はつきりしてもらいます。

そこで最後に、申し合わせの時間ですから、このPCBの処理について、化学工業局長、来ていますか。——では来てない人に聞いてもしかたがないですね。政務次官、あなたに要求しておきますが、あとでひとつはつきりしてもらいたいことは、このPCBの処理について、千数百度の温度で加熱すれば相当処理ができるという話がこの間はあったのですが、大阪府立の衛生研究所で実験したところが、PCBの酸化物は加熱すればするほど猛毒になるといふふうなおそろしい実験データが出ています。だから、あなたにいまここでお願いしてもこれは無理だと思えますから、この点については化学工業局長と相談をして、そして適切な返事をしてもらいたい。それだけを要求して、きょうは約束の時間ですから終わります。

○鴨田委員長 川端文夫君。

○川端委員 この計量法の改正の問題に対しては、午前中から同僚議員からいろいろ詳細な質疑が行なわれてきておりますから、重複を避けて二、三の問題点だけお尋ねをしておきたいと思

す。

この定期検査の問題で、ここに揭示されておる中に、いわゆる都市は年一回、町村部においては

三年に一回と書いてあるわけですが、これはどういうわけと同じ計量器を検査するのに市部と町村部と分けておるのか、理由をお聞かせいただきたいと思

います。

○矢島政府委員 市部と郡部に分けている主たる理由は、使用頻度にあると思

います。市部のほうには当然人口その他稠密である、取り引き量も非常に多いということで、使用頻度が非常に多い。それに比べれば郡部のほうは相対的に使用頻度が低いというところにあると思

います。

○川端委員 そうであるとするならば、製品検査をしたものを検定したという形において表示して販売しておるわけであるけれども、耐久試験というものを同時にこなしているのかどうか。この点は太田さんからでも局長からでもどちらでも……。

○矢島政府委員 先生のおっしゃった耐久性その他の問題は、別途メーカー段階で型式承認というものをやっております。型式承認によりまして構造の検査をやっております。その点耐久性にしても耐湿性にしても耐熱性にしても、そういう性能に十分耐え得る構造だという判断がついて初めてメーカーは型式承認を受けるわけでございます。したがって、その型式承認を受けたものでなければ出荷できませんから、これは市部、郡部を問わず、すべてに型式承認を受けたものが出荷される、こういうことになるわけでございます。

○川端委員 さらに、この製造事業の工場等に対しては登録制を計量法ではとっている。JIS規格は認可制になっているのじゃないかと思うのですが、登録制ということの、内容的に許可制に近いやり方をしているのがどういう——この資料だけ読んでおつては、登録といえは登録だけしていればよいように感ぜられるのだが、どういう扱いをされているのでしょうか。

○矢島政府委員 登録と申しますのは、決してただ登録すればいいだけではないと思

います。登録というものが法律に書いてございすが、技術的な登録要件は別に、製造しようとする計量器の検査設備を持っているということが一番大事な登録要件でございまして、その必要な検査設備がない限りは登録できないことになっております。これが一番大事な点でござい

ます。なお、登録されたならば自主検査規程、どういふふうにして自分で検査していくかという検査規程をつくってこれを届け出る義務がござい

ます。この点が登録要件として一番重要な点ではなからうかと思

います。

○川端委員 そうであるとするならば、内容的には認可制と同じだから、登録制ということ認可制に直したら何か支障を来すのでしょうか。

○矢島政府委員 認可制ということになりますとある程度裁量の余地があるような要件に思

この四捨五入というものが消費者に利益になるのか、ある意味において営業者に利益をもたらすのかという疑問が残るのですが、これに対してはどういう関係になっておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○増井説明員 電子ばかりは現在のところ検定対象になっておりませんが、近々これを検定対象に加えるという予定でいることは御存じのとおりと存じますが、現在出回っている品物のほとんどすべてについて見ましても、ケース・バイ・ケースで端数が損得を生ずる場合があるのは当然でございますが、その切り捨て切り上げは、ちょうど中間で行なわれるということで、多数回の取引についての平均の上では、消費者にも売り手側にも損得がないような電子回路が組み込まれておられるわけでございます。で、同様の切り捨て切り上げ理の方式は、検定を課する場合の規則の中にも規定する予定になっております。

○川端委員 私の予定時間が来ましたからこれで質問を打ち切りますけれども、そういう電子計量器が普及されてきて、絶対、信用して買う消費者の立場に立って、消費者に不利にならぬような十分な配慮を願いたいことを要望申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○嶋田委員長 近江已記夫君。

○近江委員 いろいろあるわけですが、許せる時間の範囲の中で何点かお聞きしたいと思うので。

この計量法は、その内容として、学術的なものあるいは消費者保護的なものが非常に混在してあるわけですが、われわれ見まして、きわめて複雑になっておられるわけですが、外国等においてこの計量関係法規というのはどのようになっているか、具体例をあげて説明していただきたいと思うのです。

○矢島政府委員 外国のほうはどうなっているかということですが、世界の各国は、適正な計量の実施を確保しなければならぬということで、それぞれ成文の法規を有しているわけござ

います。特にフランス、西ドイツ、英国、米国というような国の計量関係法規は、それぞれ内容あるいは扱い方が様々でございます。これは体系が違ふからかと思いますが、いずれにいたしましても、計量の基準となる単位——計量基準でございます。メートル、キログラムという基準。それから先ほどお話のございました計量器を検定する、検定して十分チェックする。さらに定期検査等、使用中の計量器を検査する。そういうものに関して、それぞれ法律または委任命令でその規定を置いているわけでございます。

それからまた、消費者保護の観点から消費物資の量目規制という規定も置いてございまして、総じてこういう国の計量法規は詳細かつ精緻に相なっている次第でございます。

○近江委員 それから、この単位について国際度量衡総会あるいはIEC、ISOで決議されたところから従って計量法に取り入れるということになっておられるわけですが、こういう国際会議で決まったものを、さらに日本学術会議あるいは計量行政審議会で長期間検討するというのは、これはなぜ検討するわけですか。

○矢島政府委員 確かに、先生のおっしゃるよう国際会議で決まったものを学術会議や計量行政審議会でも検討しておりますけれども、まず計量行政審議会でございますが、これは計量法に基づいて通産省に置かれてある審議会でございます。この法律の改正にあたっては諮問しなければならぬと書いてあるわけですが、どういふところにねらいを置いておられるかと申しますと、基本的には、学術的な基本的な点については、これは国際度量衡総会で学問的にきまっておりますけれども、それを具体的に行政にどういふふうにはね返して、その行政にはね返したものをどういふふうには法文化するかという点ですね。行政的なね返しの問題、それを法制的にはね返しの問題、これは国際会議では全然関係ないし検討してないわけ、そういう点にやはりきめのこまかいいろいろな検討事項があるということで、計量行政審議会にかけ

ているわけでございます。それからまた学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関で、科学の向上、行政、産業及び国民生活に科学を反映させるという機関で、各種の国際的な学術機関との交流に關しては日本を代表しているというふうなことでございまして、計量単位の改換のごとき、非常に広範囲に影響のあるものについて、やはり通産大臣が意見を聞くというふうなことでございます。

そんなようなことで、法制的あるいは行政的、あるいは経済的あるいは学問的にそれぞれ関係する分野が非常に広範囲なのでございまして、なっておりますわけで、まあある程度やむを得ない点もあるわけでございますが、そのためにあまり時間的におくれましてしまうというところは好ましくないもので、今後はそういう点、時間的ズレが最小限になるよう努力してまいりたいと思っております。

○近江委員 そういふふうにいるとチェックしていただくというのには非常にけっこうございまして、必ずしも時間をかけることがいいことではない場合もあるわけですが、ですからその辺、形式主義に流れて、運用の点でひとつよくスムーズに考えていただいていた方がいいんじゃないか、このように思います。

それから、今回のこの改正において、消費者保護の見地からヘルスメーター等の家庭用計量器について技術基準を設定する、製造業者輸入業者がこの技術基準に合うものを供給することを義務づける、かつこれに表示をさせるということになっていくのですが、この技術基準あるいは表示基準としてどういふ具体的なことを考えているのですか、この辺についてお尋ねしたいと思うのです。

○矢島政府委員 いまの御質問の技術基準でございますが、大体三つの点があるのじゃないかと思うかと思ひます。三点を大体規定しようと思っております。

第一が誤差ですね。一目盛りあるいは半目盛り上下までは誤差があってもいいという誤差の範囲を規定する。それも一回の間、二回の間とい

うふうに、百キロのものであれば、五十キロ回ってまたもう一べん回りますが、一回目は半目盛り、二回目は一目盛りというふうな誤差。それからもう一つは、ばらつきでございます。ね。なるだけ針が同じところを常に一〇〇分示すのが望ましいわけですが、それが程度ばらついたとしても、最小限これ以上ばらついてはいけませんよという、ばらつきの範囲、これが第二点。

それから第三点は耐久性でございます。たとえばヘルスメーターのごときは、乱暴な子供が何回もがちがちやるけれども、子供ががちがち乱暴に扱ってもこわれないというような範囲、あるいは温度、湿度に耐えられるというような耐久性。こういう点を規定するということで、以上三點——誤差とばらつきと耐久性、この三つが技術基準に盛り込まれる。

それから表示事項でございますが、これは当然のこととして、メーカーなりインポーターの名前、それから製造月日、それから使用範囲、こういうものを使用できるんだという使用範囲あるいは使用温度、湿度の範囲、それからこういう場所に置いては適当でないでしようというような使用場所というような使用上の注意事項、そんなものを書く予定でございます。

○近江委員 こういう技術基準はそれは高いほどいいわけなんですけれども、しかし特に消費者等にとりましては、それが結局製造コストにはね返って価格上昇につながるおそれがあるのじゃないか。しかしこれがまたあまり低いと消費者保護にあまり役に立たない。したがってこの水準をどの程度にきめるといふことが問題になると思うのですが、非常にむずかしいところでございますが、通産省としてこの点はどのようにお考えであるか、この辺についてお聞きしたいと思うのです。

○矢島政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。なかなかこのかね合いがむずかしいわけでございますが、あまりきびしくして価格が高

くなつてしまつても困るということ、十分検討しなければならぬと思いますが、考え方として申し上げますと、家庭用の計量器は肉屋のはかりのように取引でもないし、あるいは先ほどの話の公害関係の計量器のような証明にも使わなければならないので、取引、証明に使うほど非常に厳密な精度は必要でないだろうということはいえらると思ひます。しかし他方家庭に入つたあとは、どんなに乱暴に使つてもチェックはできない。主婦なり何なりはチェックできないということと考えると、相当がなじょうなものでなければならぬということ、精度とがなじょうさと二つ基準を考えますと、精度のほうは若干甘目にするけれども、がなじょうのほうは十分考へていかなければならぬ、こういうような感じではなければならぬと思ひております。いずれにしても、計量行政審議会、メーカーなり消費者なりの意見を聞きましてこれをきめたいと思ひております。

○近江委員 この家庭用の計量器の技術基準の順守義務違反に対して通産大臣が改善命令を出すという事になっていくわけですが、その前提として違反が確認できなければならぬわけですから、どういふ手段によつてこういう違反を確認していくのか、これは具体的にどのよう考へていくのですか。

○矢島政府委員 確かにこれは確認しなければならぬわけですが、まず直接法律に基づく措置としては、百五十三条の報告、百五十四条の立ち入り検査、これによりまして、通産大臣、都道府県知事あるいは特定市町村長がチェックする、こういう法律上のものもござります。しかしながらこういう法律上の措置だけではなかなか十分なチェックができないので、あと、そういう違反の端緒をつかむという点で、都道府県の計量検定所あるいは特定市の計量検査所だけでなく地方の計量協会等が常に消費者からの苦情を受け付ける体制にある。そのために主婦を中心とする消費者モニターなども委嘱してござりまして、そういう消費者の苦情を絶えず受け付けられるようにして端緒をつかむ。

む。それからもう一つ、通産局等が中心でやつておりますが、商品を試買する予算をつけておきまされども、その予算でもって通産局等が買つてみて、そしてチェックする。商品試買でございませぬ。こういうようなことによつて違反の端緒をつかむということ、法律でもってダイレクトにやるやつと、それから苦情を聞いたり商品を買ひたりして端緒をつかむ。両方から責めていって、この措置が十分に行なわれるようにいたしたいと思ひております。

○近江委員 これは答弁としては非常にいいわけですが、実際にそのとおりやるかというところ、実際の役所のやることは非常に手ぬるいわけですから、そういうことが役所不信になつてきていくわけですから、ですから、こういう消費者サイドに立つてそういうことについては、局長がおっしゃつたようにひととつきちつと実行していただいて、いかげんな状態で放置しないように厳正にやつていただきたい、これを特に申し上げておきます。

それから、ヘルスメーターを例に見ますと、値段にかなりの幅があるわけですが、安いもので二千円台から高いほうでは四千円台まであるわけですから、もっと高いものもあるかと思ひますが、一般に家庭用計量器の場合、その性能は価格とどういふ関係があるかという素朴な疑問が一つあるわけですから、もしこの性能が価格に比例するものであるならばその規制の強化というものは必然的に価格にはね返るであろうと心配するわけですから、もしそれと関係なく、デザインあるいは大きさ等によつて価格が違ふというのであれば、今回の措置によつて価格が上がるということになると、これは不当になる。この辺についてどう考へておられるか、またその対策についてお聞きしたいと思ひます。

○矢島政府委員 現在の家庭用計量器の技術というものは、もう十分普及している点で、特に技術が非常にむずかしいということもございませぬし、それから私もこれからつくろふという技術基準は先ほど御説明したような点でそれほどむずかしいものではなくて、現在の計量器業者、中小企業も含めまして、できるものでございりますので、そのために特に価格が上がるということは考えられないわけではございません。

そこで、先生の御質問の現在非常に価格にばらつきがあるというのは一体どこに原因があるかというところ、やはりそういう性能の点ではなくて、デザインとか大きさとか飾りとかそういうところで大きな違いがある、特にヘルスメーターについてはそういう傾向があると思ひます。したがうして、今度家庭用計量器について、この種の技術基準を守れという規制を行なうことによりまして、特に価格の値上がりは考えられないのでございりますが、ただし一部に不当な価格値上げというものがあつても限らないので、その点は十分監視して、適正価格の維持について十分な指導をやってまいりたいと思ひておるわけではございません。

○近江委員 そういふ監視をやつていくということをおっしゃつておられますけれども、これはほんとうにできますか。これは公取等なんかとはどういふ連携をとつてやつておられるか。局長さんのところの管轄だけで押えることができませんか。それは通達を出すとか、どういふ方法でそれを押えるのですか。

○矢島政府委員 計量行政は長い歴史がございまして、都道府県中心でもって末端をやつておられますが、さらに最近では特定市も逐次ふやして、七十五の特定市がやつておられますが、結局末端は都道府県の計量検定所と特定市の計量検査所というところになつておるわけですが、これが法に基づく一般的な監督もやつておられますが、同時にそういう価格の問題、品質の問題その他についての苦情も受けるといふことになつておられますので、その監督機構を通じていまの点をやつていきたいと思ひますが、そういうものに加えて、地方の計量協会というものを充実させていくことも考えられますし、あるいは先ほど申し上げました地方の婦人方にお願ひしている消費者モニターという制度も活用するということで、官民合せても

ろもろの機構を十分活用して、いまのような点をやつていきたいと思ひておられます。必ずしもそれで十分でない点もあるかと考えられますが、だんだん充実してまいりたいと思ひます。

○近江委員 昨年十一月の計量行政審議会の答申の参考資料を見ますと、ヘルスメーターあるいは寒暖計等の家庭用計量器について不良率というものが一六から二〇％に達しておるということが出ておるわけですが、技術基準のこういう設定により、これが今後どの程度改善されていくのか、この見通しについてお聞きしたいと思ひます。

○矢島政府委員 いまの一六から二〇％の点でございりますが、これはいろいろな団体、いろいろな機関が試買テストをやつた結果なのでございりますが、団体によりましていろいろ基準が違ひます。ある団体は検定公差——検定公差というのは一番きびしいもので、検定をする際の誤差の範囲でございります。それから、ある団体は今度はそのあとの定期検査をする場合の使用公差を使う、あるいはそれをチャンポンにしたものを使うとか、別なものを使うとか、いろいろな基準でやつたものでございりますので、出た一六ないし二〇％の不良率はたして適当かどうか即断できないわけではございりますが、今回この技術基準というものがはつきり国で示されまして、先ほど御説明いたしましたように、検定基準よりも若干甘いけれども、しかしがなじょうさのほうでは相当強いというふうな一本のいわばコンセンサス、固なり消費者なりあるいはメーカーなりのコンセンサスを得た一つの基準というものはできますものですか、それに合わせてみな協力していくのでありませうし、同時に法律に基づく監督体制も十分できるわけではございりますので、不良率は非常に改善されるものと思ひております。

○近江委員 こういう不良率のデーターのとり方について、その確率というか、それは非常に不正確なものであるというお話があつたので大體了承しますけれども、現行法からいきまして、大體こういう不良率が一六から二〇％に達しておると

いうこと自体が、通産省としても少し、そういう制度について厳重に監督をやっているわけは、こんなでたためな一六から二〇%の値が出るというわけではないわけですね。そういう点で、いままでやってきた行政について率直な反省をする必要があるのではないかと私は思うのですが、この点については局長はどう反省しておりますか。

○矢島政府委員 家庭用計量器については四十一年の改正等ではずした結果こういうことになったわけでごさいます。反省しているがゆえに、今回あらためて改正法において御審議願っているように、これを技術基準を守らせて、それに対して適合命令を課すという新たな規制を加えたゆえんでございまして、その点は反省の結果であるわけで、今後一六とか二〇とかいう不良率が出ないようにしたいと思っております。

○近江委員 局長が率直に反省されたので、これはこれで願っております。

それから、この技術水準という点からいいますと、大メーカーの場合は検査設備あるいは一連の技術水準というものはかなり高いのではないかと。もちろん中小企業や零細企業でもすばらしいところもあるわけですが、一般的にいって非常に検査設備等も大企業に比べると整っていないのではないかと、そういうようなこともありまして、今回の技術基準の設定によって中小メーカーがはんと困るようなことになるのではないかと、その点が非常に心配なんです。それについてはどのように判断され、また中小メーカー等についてはどういう手当てをしてあげるおつもりですか。

○矢島政府委員 結論から申し上げますと、今回の家庭用計量器についての規制が始まったことによつて中小メーカーに対する影響はまずないというものが結論でございますが、家庭用計量器の技術というのは現在は十分成熟し、定着しているわけでごさいます。大企業と中小企業の間には格差というものはないという状況でございます。それから家庭用計量器をつくっているメーカーは全部一

般の計量器をつくっているメーカーでございますので、登録されたメーカー。したがって、先ほど御説明しました一定の検査設備は持っているわけですね、持っているはずでございます。その中で、検査設備の点でも同じだ、中小メーカーも大メーカーも同じだというように、その影響はないと思ひますが、中小メーカーと大メーカーの間に格差なり影があるとしたら、品質管理の面ではなからうか。品質管理のやり方について、中小企業メーカーのほうが若干落ちるということがあり得る。この辺が問題とすればあるのではないかと、品質管理の指導ということによって遺憾なきを期したいと思っております。

○近江委員 現在実際につくられている公害計測器についてどういふものがあるわけですか。

○矢島政府委員 現在つくられている公害の計量器でございまして、大分類で申し上げますと、濃度計、振動計、騒音計というふうなものでございまして、さらに分類して申し上げますと、濃度計、これは大気汚染でいえば、亜硫酸ガスのPPMがどうかというふうなことをやる、あるいは水質汚濁であれば、水銀が何PPMあるかというふうなことをやるわけでございます。その濃度計についてさらに分けてみますと、汎用型の分析計、いろいろな公害源をチェックできるということ、たとえば赤外線分析計がございまして、この赤外線分析計は、OもそれからCOもNO_xもみんなできる。ガスクロマトグラフィーがあれば、これは水銀もできるし、PCBもできるというふうなもので、汎用型の分析計がございまして、第二番目の分類は専用型の計量器でございまして、たとえばPHメーター、アルカリと酸とをそれぞれチェックするPHメーターというふうなものがございまして、そういうふうな汎用型と専用型とそれぞれございまして、さらに総合管理システムというものが最近だといふ出てきておまして、一番適例は、たとえば大阪府の公害センターにある大気汚染の総合管理システム、あるいは千葉県の市原にある

大気汚染の総合管理システム、こういうのはシステムとして全体の公害の計量をやる、こういうようなものがあるわけでございます。

以上が、現在つくられている公害の計量器でございます。

○近江委員 将来、公害計測器の検定を開始するということになっているわけですが、この公害計測において、測定方法あるいは試料の採取、前処理等における測定誤差というものは非常に大きいんじゃないか。そうなった場合に、この計量器の検定という点とからみ合まして、それは事前のそういうようなものから問題等と、こういう計量器の検定ということについて非常に大きな問題があるんじゃないかと思うのです。幾ら機器が正確でも、前提のそういうような作業がまずなければ、これはえらいことになるわけですね。その辺についてはどういふふうに考えておられるわけですか。

○矢島政府委員 先生のおっしゃる通りでございます。公害計測器がいかに精度が高くて、測定方法あるいは試料の採取あるいは前処理、こういう点がいかに正確でなければ、意味がないことではないのでございまして、完ぺきを期したい。計量器の検定が行なわれるので計量器に関するいはいいわけでございますが、やはりその前処理、試料採取、測定方法、そういう点を総合的にやっていかねばならぬと思ひまして、そういう点についてJISの制定を急ぐということが具体的な対策の一つではなからうかと思っております。

○近江委員 この公害計測器の検定は機械電子検査協定協会が行なうということをお願いしておるわけですが、取り締まり等に使ふ重要な計量器の検定等を民間の機関にやらせてはいじょうぶかという心配があるわけですね。もしやらせるとすれば、国の業務を代行するわけですから、その点について十分の措置をしなければいけないんじゃないか、このように思ふわけですね。この点局長はどのようにお考えですか。

○矢島政府委員 これは民間の機関でございます

けれども、指定機関を指定するにあたりましては、特にこの法律に一章を設けて、指定基準あるいは業務監督、その他の規定が述べられておるわけでございます。また、この指定検定機関が適当でないと思う人があれば、それに対して不服を申し立てて、通産大臣に再検査を申し出ることもできる。それから、これは試験をやるわけですから、それだけで終わるのではなくて、その上に通産大臣の型式承認がある。そういうことで十分チェックできる体制にあるわけでございます。これはほかの輸出検査法による指定機関あるいは電気用品取締法による指定機関と同じような監督をやっているわけでございます。また、また輸出検査法あるいは電気用品取締法で指定されている機関が指定されることになるわけでございます。御指摘のような問題はないと確信いたしておりますが、事務処理にあたってはなお十分慎重を期してやっていきたいと思っております。

○近江委員 いま大臣がお見えになる前に、技術的な問題とかそういうことについては担当の局長にずっとお聞きしてきたわけですね。

次に、大臣にお聞きしたいのは、計量思想の普及あるいは徹底について、政府としてはどういふように今後やっていかれるか。それについてひとつ大臣の今後の考え方を伺いたいと思うので

○矢島政府委員 何と申しまして、先生のおっしゃるように、計量法の的確な施行というものは、国民一般がこれを十分理解してやっていかなければならぬわけでございます。計量思想の普及が一番大事でございます。いろいろなことをやっているわけでございますが、地方の計量協会が計量教室を設けるとか、計量改善普及連絡会というものを設けて、消費者あるいは商店、メーカー等を通じて対話の会を持っております。それから、先ほどから私、何回も申し上げました通産省が中心になっている計量モニターあるいはパブリックスクールというふうなもの、これまた計量思想の普及に非常にあつて力があるのでは

なからうかと思ひます。あるいは、これはありき
たりの方法でございすが、映画の作成それから
知事、市長の一日計量士あるいは商品試買と検
査、主婦の方に商品を買っていただきまして計量
をチェックする、こういうようなものもるもの施
策を講じて、計量思想の普及につとめております。

○田中務大臣 計量思想の普及に対して政府が
努力をすることはもちろんであります。この計
量制度というものは近代国家、近代社会構造の中
で不可欠のものであります。日本のような先進工
業国としては、こういうものを国民的なものにす
るためには、あらゆる角度から努力をしていかな
ければならない一つの近代国家のパロメーターと
もいべきものであります。政府自体も、こ
れが思想の普及その他の事業に対しても積極的に
取り組むべきだと考えます。

○近江委員 それから、計量器のそういう型式許
可と日本工業規格、JISとの関係につきまして
岡本委員からも質問があったわけですが、最近問
題になっておりますPCBは、昭和三十三年の四
月にJISに制定されて、使用が奨励されてきた
わけです。ですから、いまこれだけ問題になって
おりますのは、実にこのときに問題があったわけ
です。このJIS制定に当たった専門委員のメン
バーを見て、一部の大学教授を除いては、ほと
んど企業に何らかの形で携わっている人ばかりで
ある。そういうことで公正を期しがたかった。ま
た電気系統あるいは化学系統ばかりで、人体や生
物への影響、安全性を審査できる専門家がいな
かった。こういう点において今日PCBの問題が
非常に大きな問題になってきているわけですが、
こういう点について大臣は、どういうようにお考
えになっておられるか、これについてひとつ率直
な御意見を伺いたいと思ひます。

○田中務大臣 新しい数の単位というものは、
われわれ子供のときには、まずと看做ばかりだけ
あればいいことではありましたが、そんなことで
はなく、いまいじくも述べられたように、非常
に新しい物質の計量、数の単位、これは非常にむ

ずかしいものであります。私も数学を専攻したも
のでありますから非常に興味のある問題でありま
す。今度のPCBの問題等につきましても、新し
い物質が発明せられると性能が高い。性能が高い
ものは必ず毒性、反作用もあるのです。毒物や劇
物の中に入らないものはたくさんありますが、し
かしそれが総合的に作用すると、毒物や劇物以上
の劇薬にもなる、こういうことでありますので、
やはり高いレベルの技術や化学の専門的知識が必
要である。そういうことで普及やその他の中で一
般的な知識のレベルアップをはかるとともに、そ
ういふ新しいものに対応することができるよう
専門知識というものを導入しなければならぬ。
PCBのような新しい物質を使う場合には、通産
省がすべて毒性の検査をし、こういって使用す
るなむずかしい問題であります。大量に使用す
る新しい物質の輸入とか発明、実用化というもの
に対しては、反作用があるのかないのかという程
度のものや、分解をするのかしないのか、吸収度
がどうなるのか、何度の熱になれば溶解するの
かという程度のデータを明らかにできるようなもの
を考へるべきだということ、通産省が中心に
なつてひとつ検討をいたし、こういって、こうお答
えをしていただくわけでございます。

○近江委員 もう時間がありませんのでまづ
お聞きしますが、JIS制定後も、この標準化法
によつて少なくとも三年に一度は同標準調査会
で再審査され、品質、安全性などがチェックされ
ることになっておるわけですが、しかしながら、カネ
ミ油症事件以後も何ら問題にされなかつた。こ
ういふ点についてはどういふわけか。この辺の非常
に率直な感想をお聞かせいただひたいと思ひます。それ
からもう一つは、JIS規定その他安全性の審査
部門の総合チェックを行なつてみるべきではない
か。審査が実質的には空文化されている点、そ
ういふことがあるのかと心配しているわけ
ですが、この二点についてお伺ひして終りたい
と思ひます。

○田中務大臣

カネミオイル問題が起つてか

ら三年も経過しておるのになぜ一体やらなかつた
のか。もうそのとおりでございますが、結果的に見
れば、再審査をして、もっと徹底的に勉強するこ
とが必要だつたというところは言ひ得るわけござ
います。真実申し上げますと、そのように蓄積が
多いとも考えませんでしたし、こんなに急速に影
響を持つものだとも思ひなかつたわけでありま
す。そういうところを、科学技術庁や通産省は専
門部局でありますから、そんなしるうとみないな
ことを言つて済むわけありませんから、まことに
どうも、ということをお願いするわけございま
すが、やはり新しい物質で非常に性能の高いも
のに対しては、代替品が一体あるのかないのか、
複数以上のものを研究するという学問的な勉強と
か製造も考へるとか、やはり大量に使われるもの
に対しては、どのように影響するのか、毒性はど
うなるのかということを決して研究する必要がある
と思ひます。そういう意味では、先ほどあなた
が指摘されましたが、生産に関係している人のほ
うが委員にも多いところにも問題があるのではな
う。もっと学問的な立場からもメスを入れられ
るような陣容というものをもう少し考へなければな
らぬだろうということがこの問題に対する反省の
一つの結論でございます。

○鴨田委員長 中村重光君。
○中村(重)委員 それではきつめて簡潔に大臣
に、全く質問しておりませんからお尋ねします
が、大臣がおいでになる前に、いま近江委員から
も指摘をいたしておりましたが、この改正法は、
国際度量衡総会の決議によつて計量単位について
改正をすること、この総会の決議が一九六七年に
なされておるわけですが、そこで今回の改正案の提
出まで四年以上かかっているわけですね。国際的
あるいは学術的な経過とわが国の法的措置との関
係には、期間が長かつたっているものですか。それ
が感じられるわけですが、そこで私も、計量単
位に対して規定を法律で定める必要があるのかど
うかということをも根本的な問題として若干は疑
問に感じておるわけなんです。それと計量法が、

初めから計量単位と計量行政というものが實際は
混在する形になつておるわけですが、そういうた
ようなところからくるのだと思ひますが、もう
三百条近いんですよ。きつめて長文難解な条文に
なつておるわけですが、私もそれはもういふところ
を考へてみますと、いろいろと局長にお尋ねをし、感
じておるわけですが、この計量単位と計量行政と
いうものをはっきり区別して行政の行政運営を
やつていくのでなければ、計量行政というものが
消費者行政の中に十分な役割を果たすというこ
とにはならないのじゃないかという感じがする
いたします。そうしたきつめてむずかしい長文の
法律の中にひっかきまわされておるような感じが
してならない。生きて行政をやつていく観点か
ら、やはり根本的にこれを検討する必要があるの
ではないかという感じがします。大臣も十分
この点は研究をしていただきたいというこ
とを要望いたしておきたいと申します。私もが申し
上げることで的確な大臣のお答えが出るのかどう
かわかりませんが、指摘をいたしたことは、
いままでずっと各委員の質問にも同じような
ことが指摘されておるわけで、その点に対して
大臣からお答えをいただきたいということが一点
であります。

もう一点は、公害防止機器の研究開発、それか
ら本法の対象となつてまいりました計測器の研究
開発が非常におくれているという事です。これ
は公害防止、環境保全ということが人命尊重とい
う立場からきつめて重要であるということがかん
がみまして、歴史的な関係がありますけれども、
私もこの点は非常に問題視しているわけ
です。ですから、公害防止という観点、人命尊重と
いう観点から、公害防止機器の研究開発、計測器
の研究開発というものの一段の努力をしてもらひ
たいという点が第二点であります。
それからもう一つは、一般会計からそうした研
究開発に対して支出をしておるだけではなくて、
ギャンブル益金から配分をしておるわけですが、私
どもは、公害産業の振興開発、公害技術の振興開

発というものにそうした益金を配分するというところについては、現実にはギャンブルがあるわけですから、これを否定するものではない。むしろ、事業総額が百五十六億五千万あるわけですから、それが公害関係に對しましては十七億四千八百万です。わずかに一・二%ですね。これを大幅に伸びていると政府委員のほうではお答えになつていらつしやる。大幅に伸びたというところで、この程度なんですね。ですから、私もこのギャンブル益金というものは公害防止の面に大幅に配分をしていくということをこの際大臣は特段の配慮をされる必要があるのではないかと、そのように感じるわけでありまして。この問題は、きわめて短い、限られた時間に簡潔な問題を指摘し、そこで大臣の見解を伺つてみたいと考えます。

○田中重光委員 計量法等非常に重要な問題でございます。しかし突のある問題にしては専門的過ぎるといふことで、古い歴史を有しながら、時代にマッチするように改正されるということはなかなかむずかしいものでございまして。そういう意味で、計量法とか測量法とか、いろいろな問題があります。もっとも法制上整備をしなければいかぬという問題もありますし、税法などでも、いまの税法になるまでは全く難解でございまして、このころはだんだん法律条文全部を書き改めよう、刑法自体もそうしよう、だれでもが読める、だれでもが理解できるようにしようというようにだんだん動いてきております。計量法などもそういう意味で整理をして、もっと時代に即応するものにならなければならぬという考え方、それはそうだろうと思ひます。これは私ももっとよく勉強してみたいと思ひます。

もう一つ、いまのギャンブル益金と公害との問題、これはギャンブル益金というものが現に存在するわけでありまして、これは申請に基づいて、少なくとも他に運用されないというワケを設けて運用しているわけでありまして、これはいま、どうも薄く広くというふうになりつつあるの、集中的にこれを行なつたほうがよいという主張をなす方がたくさんございまして。これはひとつ来年度からの運用の問題として、十分皆さんの御意見を承りながら、新しくこれらの益金の処分をどうすべきかという問題は慎重に検討してまいらう、こう思ひます。

○中村重光委員 それから、消費者保護の観点から家庭用計量器の性能を維持向上させる、こういうことで、一定の技術上の基準に適合する計量器を製造するとか、それから販売にあつて所定の表示をするということが新たに取入れられていくわけですね。ところが、このことに対しては議論のあつたところなんです。実は、これも検査の対象にするというところいろいろ研究したやうなんですけれども、家庭用の計量器であるといふことで、そこまですべていかにいいじゃないかというところで、これは表示のみにとどまつた、いわゆる検査の対象になつたところ、ところが、私どもがいたおいてあります説明資料には、過剰規制になる、それから行政の簡素化のために、こういう説明になつてゐる。消費者保護といふやうな点がきわめて重要だといふことは明らかじゃないか。それが行政の簡素化のためにこれを検査までやらないのだといふやうなことは、これは説明資料として出しているのには全く不都合だといふわけばならぬといふやうなことを指摘したのでありますが、実はその行政の簡素化といふものは全く考えてないといふことで、資料を口頭でもって訂正されました。ですから、この点については指摘いたしません。いろいろな議論があることだと思ひます。したがって、この点も十分検討されまして、そして価格が高くなる、確かにそうだと思ひます。しかしながら、非常にこの家庭用の計量器といふやうなものに対する関心も高まつてゐることですから、やはり国で助成するところは助成をして、これは高くしないといふやうなことに十分万全を期していく必要があるであらう、このやうに考えます。ですから、この点は御答弁は要りませんが、大臣も忙しい方です十分検討されてない面もあると思ひますから、どうかひとつからだ

もゆつくりされたならば十分検討して、この委員会において指摘しましたやうな問題点になつたことを十分体して、万全を期していただきたいといふことを要望いたして、これでこの問題に対する質問は終わります。

○鴨田委員長 以上で計量法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○中村重光委員 昨日の委員会、第一種及び第二種共済制度のあり方については、大臣に見解を求めたところであります。大臣も急いでこの委員会に御出席になりました。実は事務局のメモをもつてお答えになつたわけでありまして、それはやむを得ないと思ひました。これは非常に重要な問題点であると思ひます。したがって、今度はひとつ自分のものにしていただきまして、昨日の委員会における答弁を実現するように十分配慮していただきたい。この点は一度御答弁をいただきたいと思ひます。それから、要請にとどめておきたいと思ひます。

それから、新たに今度還元融資をするということになりましたことは、私は前進であると思ひます。しかし、この融資は極力低利にしなければならぬ。年八%とか七%とかいわれておりますが、これは公定歩合も四・七五%と非常に低い。もっとこれを下げよう、一般の実効金利も非常に下がつていくところでございますから、これらの金利は極力安くしなければならぬ。貸し付けはきわめて簡便にする必要があると思ひます。それらの点も、そういう線できちんと対処してもらいたい。

それから、中小企業の従業員限職金の共済制度といふのがありますが、これには四百円までといふ、きわめてけちつたことですけれども、これが補助の対象になつてゐる。しかし、この小規模企業共済は実は補助の対象になつておりません。ですから、中退制度のほうには労働者の所管でありま

すけれども、中小企業労働者の問題でありますから、これは経営と不可分の関係にあります。この点も、私も補助金をアツプする必要があると考えておりますし、この共済制度に對しまして、補助の対象として共済金を引き上げていく、こういうことで、加入の促進をはかつていくといふことにされる必要があるであらう、そのやうに考えます。

小さい問題といたしましては、会員の拡張の問題等いろいろありますが、これは事務的な問題でありますから、事務局も十分体しておると思ひます。したがって、それらの点は事務局から十分事情を聞いていただいて、これまた万全を期していただきたい。

これらの点に對する御答弁をいただきまして、質問を終わりたいと思ひます。

○田中重光委員 御指摘の問題につきましては、税務当局といふいろいろな議論もあるやうでございまして、しかし税制上の問題等も含めまして検討を進めてまいりたい、こう思ひます。

それからもう一つ、安い金利といふ問題がございまして、これは制度上問題でございまして、やはりいまの會計の中における可能な金利ということになるわけでございます。しかし、一般の金利が下がってくるということから考えると、必ずしも特典を与えるやうな制度でなくなるわけでありまして、そういう問題は金利体系の中で検討すべき問題でございまして、しかし、これをうんと低い四・二五%といふやうな状態まで引き下げるといふことはなかなかむずかしいといふことでございまして。

○鴨田委員長 以上で小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 ただいま質疑を終了いたしました。小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案の両案について、討論

第一類第九号 商工委員会議案第十七号 昭和四十七年四月二十六日

二一

論の申し出がありませんので、直ちに両案の採決に入ります。

まず、小規模企業共済法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 次に、本法律案に対して、橋口隆君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。橋口隆君。

○橋口委員 提案者を代表して、附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、小規模企業共済制度について、一層、その加入促進を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 第一種及び第二種共済制度のあり方について早急に検討を加えるとともに、掛金を全額所得控除とするよう配慮すること。

二 小規模企業者の廃業・老齢等に対して支給される共済金の特質にかんがみ、その課税を退職所得扱いとすること。

三 還元融資については、極力低利とし、簡便かつ迅速に実施すること。

以上であります。

附帯決議案の内容は審査の過程において詳細に論議されたところであり、案文によって十分御理解いただけたと存じますので、この際、説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。田中通商産業大臣。

○田中通商大臣 ただいま当委員会において議決せられました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、善処してまいりたいと存じます。

○鴨田委員長 次に、計量法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

両案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 内閣提出、工業再配置促進法案及び産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま開かれております国会の目玉商品といわれる、きわめて重要な法律案であるわけであり、私どもも、重要でありますだけに、できるだけ早く審議をいたしたい、そういった考え方はありますものの、通産省がいぶらんばらばらと、十三本程度の法律案を御提案になっていらつしやる、そういうことでそれぞれ審議をいたしておりますので、ただいま議題となりました法律案の本格審議は、実は連休後適当な時期に審議をする、こういうことになっております。

○中村(重)委員 相当期間委員会や国会がお休みになります関係上、目玉商品ではあります、きわめて簡単になるのかと思うのでありますけれども、また私も質問はいたすとは申しながら、そういうことで、いままでも審議をいたしてまいりました法律案の勉強と申しますか問題に取り組んでおりました、これから質問いたします工業再配置促進法案の前身につきましては十分検討をいたしておりません。したがって、法律案並びに関係の資料を見まして、問題点を感じておりますことをメモいたしておりますので、その点を若干質問してみたいと思います。

この工業再配置促進法案の基本理念といえようかと思うのでありますが、提案理由の説明によりますと、「国土資源の片寄った利用による諸弊害を是正し、今後とも長期にわたってわが国経済社会の活力を持続し、云々と述べられて、そのために工業再配置を必要であるとしていっているようにあります。この趣旨は、産業と人口の大都市集中がこれ以上進むということになってまいりますと、工業用地であるとかあるいは工業用水であるとかあるいは電力であるとか、そういったものが不足する、そしてまた公害が発生をする、交通は渋滞する、という形になってまいります。したがって経済成長も困難になるから工業再配置を必要とするという趣旨だと思っておりますが、端的に私をして言わしめたいただきますれば、この理念といふものは産業優先の理念ではないかというように感じます。そういう理念であつてはならないので

あつて、理念というものはやはり人間優先の立場に立っていないなければならないと私は感ずるわけがあります。工業再配置というものは、快適な生活環境と自然の保全をする、もつてこの地域社会の発展をはかっていくという理念に立たなければならぬと私は考えるわけであります。この点に対する大臣の認識と申しましようか、考え方を聞かせいただきたいと思います。

○田中通商大臣 生産第一主義から人間環境の整備に移行していかねばならない、量から質への転換を要請されることは御指摘のとおりでございます。いままでは、明治百年間で一次産業から二次、三次産業への人口の移動ということ、その過程において都市化現象が起こつてまいりましたわけであり、言うなれば、都市化現象が進む過程において国民総生産と国民所得が拡大をしてきたということは事実でございます。ところが、明治百年を迎えてからちょうど都市集中のメリットといふものには限界を示したわけでございます。それは地価の値上がり、公害の問題、物価の問題、千百万戸の家をつくる、その上なお九百五十万戸の住宅をつくつても住宅は依然として不足である、工業用水が確保できない、地盤沈下が起こる、いろいろな問題が起こつてまいりましたわけであり、それだけではなく、いまはまだ、過度集中の中における一つの企業体としてのバランスの上ではベイルラインに乗っておりますが、その企業を維持していくために国民が支払わなければならない公共投資の面までメスを入れて考えますと、投資効率を追求するといふようなことは全く不可能な状態でございます。それは、全国で一台中が増車されると、道路の維持補修費は五十万円以内で済むものが、東京、大阪では驚くべき一台中の増車の増車によって国民が負担しなければならぬ公共投資は千五百万円である。全国平均の三十倍以上というふうな事実を御指摘しても、もうおのずから限界に来ておるといふことが言ひ得るわけでございます。しかも、現在の生産はこのままで停止をするわけにはまいりません。現在が四%から五%で

い、社会環境を整備をしながらの生産というところ、全国土を均衡ある開発によってそのメリットを国民が享受する以外にはないわけでございます。それは今度の中小企業白書にもあらわれておりますとおり、中小企業の二六％が直ちに分散をしたい、また条件が許せば分散を進めたいというのが五〇％以上に及んでおるということを見れば明らかなことでございます。これからまだまだ、主要工業国の最も高い水準まで賃金を上げたり、社会環境を整備したりすることは可能であると思えます。それには、東京、大阪、名古屋というような五十キロ圏三つ合わせれば、総国土の二％であり、そこに総人口の三二％の人間が過度に集中している、これ以上集中してこれを四〇％にし五〇％にすることは物理的にもできないことである、ということからこの制度に踏み切る以外にはない、こういう考え方でございます。

○中村委員 私どもも、地域社会の生活環境をよくする、そういうたような観点から、工業を過密地帯から、過疎地帯に開発配置しなければならない、転換するということのような構想を実は提案いたしておるわけであります。問題はその理念であるということですね。ですけれども、きょうは議論はいたしません。本格審議の際に十分私どもの考え方も申し上げて、大臣の見解もただしてまいりたい、かように考えます。

もう一点私が疑問に感じておりますのは、大臣のこの構想は、今後年一〇％の経済成長を期待をしていらっしゃるわけですね。そこで、昭和六十年年度のGNPは、四十五年度価格で三百四兆円、工業出荷額が現在の四倍で二百七十三兆円を見込んでいらっしゃるようです。工業用地の主要見通しは二十八万ヘクタールが必要だということにしておられる。そのために過密地域から工場を誘導地域に移転を促進する、地方に中核団地をつくる、そこで臨海地帯に大規模工業基地を建設する、

ところが、日本が置かれておる経済環境、国際的な環境といったような点、それからアメリカの経済事情等々、いろいろな面から考えてみましても、一〇％の経済成長というものを期待できるのかどうか。これが田中構想が実は成功するかどうかという問題のキーポイントにもなるような感じが私は一面するわけであります。果たして実現をするのかどうか、まだいろいろな要素がありますけれども、これも一つの問題点であろうと思えますが、その点いかがでありますか。

○田中国務大臣 四十五年國民總生産七十三兆円として、それに一〇％ずつの複利計算をしてまいりますと、十五年後の六十年に三百四兆円になりますことは算術的計算でございます。しかしそれは日圓本が潜在成長率を持つておるといふ一つの試算教字でございます。これは、二十九年から三十九年までの十年年の平均成長率一〇・四％、三十五年

から四十五年まで、六〇年代の十カ年間を通算しますと一・一％、そうすると二十九年からは十六、七年間にわたって一〇％以上の成長を続けななわけでございます。だから、それが七一年、四十六年は一挙に四・七％まで落ち込んだわけでございますから、相当な状態でございます。しかし、過去十六、七年間の状態を見ますと、潜在的な成長率として一〇％、三百兆円の潜在成長率を持つことはできるだろうという仮定数字でございます。しかし三百四兆円を限度として考えると、こ

れは逆算していきましても相当な施策を行なわな
いと破局的になるということでございます。しか
し、三百四兆円に置かえられる数字が二百六十
兆円であり、二百四十兆円であり、どんなに少な
く考えても二百十六兆円というような計算が出る
わけでございますが、二百七兆円ペースで六十年
を迎えるということとはちょっとむずかしい。それ
は三％から四％台で成長を押えなければいかぬと
いうことになって、耐えられるかどうかということ
を考えると、それは現在の状態では考えられます

うふうに年次計画を押えるかということがこれから非常にむずかしい問題であって、自然発生で二四％から二七％の設備投資が行なわれるような状態を予想してこれからやれるわけはありません。そうではなくて、少なくとも新々全国総合開発というものは、政策誘導というものを先行させながらやらなければ、それこそ社会資本はもっとアンバランスになるし、公害というものはいまの自費計算になっていくということになりますし、これは公共投資などというものは、いまの東京が（一〇）

％ふえから単価が一〇％上がるのではなく、単価が倍になる、こういう考え方から、こういう計算からやりますと、今度は相当計画的な国土の高度利用計画を進めなければいかぬ、そういう考え方で工業再配置というものをを出しておるわけでありますので、いまの状態だけでも公害問題を考えろ、と、いまの状態で成長率をゼロに考えても、工業

の再配置政策は進めなければならないということ
でございますので、三百四兆円という数字とい
うものにはとらわれておりませんし、これを基礎
として立案をしたものではない、こういうことを
ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員　あとでまたお尋ねしてみたい
と思ひますが、新々全総というようなお話が実
にあったわけです。それは別といたしまして、こ
の新全総総合開発計画というのがある。昭和四

年に策定をされたと思うのですが、この中で既に大工業地帯から工場を分散をして、工業の地域的発展をはかるということを重要課題にしているわけですね。したがって、本案と申しますか田中耕想というのは、新全総ができたときからの懸念ではないかというように実は感じるわけです。

そこで通産大臣にお尋ねをいたしますが、本案は新全総の一環として、新全総を推進するといふ役割りを果たすのか、あるいはまた本案が工業東移配置政策として独立した地位を有するということ

○田中國務大臣　全国総合開発というものが改定されました。改定されたものをまた改定しようというのですから、現在あるものが新全総でござい
ます。これから再改定が行なわれるものは新々全
総ということになるわけですが、これは予測数字
でございすから、私たちは自由経済でございま
すのでなどと言っておるから非常におかしなもの
だと指摘されるわけです。これは計画が三年たっ
たいうちに倍に変わるといふことは、計画が誤つ
ておるといわれてもしようがないんです。公共投

資二十七兆五千億を二年間たったら五十四兆に變えた。五十四兆に變えなければ、やってみましたら民間の設備投資が二五％から二七％に伸びましたので社会資本はアンバランスになりました。こう国会でお答えをしておるものですから、そんなに違わないところはないほうがいいのではなないかとさえ極論をされるわけでございます。これ

は私はそのとおりだと思ふのです。これは農村工業導入法とか工業再配置法とか地域開発法とか新産業都市建設法とか工業地帯整備促進法とかいろいろなものがありました、みんなばらばらなんです。ですからばらばらであつて、新全総は過去の数字をそのまま引き当ててそれに若干の修正を加えたものですから非常にブレが大きいわけであります。少なくとも首都圏——百キロ圏は首都圏と法律でいっておりますが、ここに二千八百万人、二八%の人が住むなどということは考えてお

らなかつたわけであります。考えておらないから全総ができたわけです。ところが首都圏の百キロ圏に二千八百万の人が集中をし、まだ集中の状態にある。そこで修正全総ということになったわけだけです。今度はそんなことを考えると、昭和六十年にはいまの首都圏の人口がもう一千万人ふえて三千七百八十万でないし三千八百万人になるとコンピュータははじいているわけです。そんなことをすれば全人口の八〇％ないし八五％が太平洋ベルト地帯に集中をする。そんなことで一体計

ができるわけがない。投資が第一可能でありませ
ん。一〇％ずつの経済成長を行なっても、その経
済を維持するために社会資本の蓄積を行なうこと
ができないということであって、今度の新々全総
というものは六十年のあるべき日本の姿というも
のを一応想定をして、そうして六十年までに、今
日から十年ない十五年間の成長率を七・二五か
ら七・五％に見るのでありましよう。それに合
せて六十年には、少なくともいま日本とアメリカ
との社会資本蓄積の比率を四対一から二対一とか
一・五対一にするというふうな状態でないければ、
新々全総を組んでも全く実態と遠い数字になるわ
けであります。ですから、いまここに一つの数字
があります。アメリカは一次産業の比率は四・四
％でございます。しかも拡大EC十カ国の平均は
六％でございます。日本のこれに対応する数字は
一四・四％でございます。そのままた十年間たな
くても、一〇％近い一次産業から離脱する人が必
然的に出るわけでありまう。九百万人に近い人が
出るわけでありまう。だから、総合農政を進める
ならばその人をどこに位置せしめるとかいうこと
も何も考えないでやってきたから全部これは大都
会に集中する。地価を上げ、公害という問題に
なっている。これは社会党の皆さんが御指摘にな
りましたことを追跡調査をやったのです。北海
道の炭鉱が一つ閉山になる、八万人から六万人
になり、四万人、二万人になる場合追跡調査を
やったら、その移動人口の五分の四は社会保障対
象人口になる可能性がある。そういう現実をもと
にして新々全総を合わせるための国土の総合開発と
いう、いうなれば二次産業の平準化政策というも
のの一つの具体化政策として提案をしたわけでご
ざいますので、私は率直に言って、この政策をも
し提案せずして新々全総を書くとしたら非常にブ
レの大きい新々全総ができ上がるものだ、こう理
解をいたしております。

○中村(重)委員 先日この委員会で松平、近江委
員の質問に対してもいまお答えになったような、
若干ニュアンスは違いますが、内容のお答えに

なっているわけですね。そこで、これは先日の松
平、近江委員の質問に対しては、新々全総を書き
かえなければならぬ、何というのですか、計画を
合わせて二で割ったようなものではないようなお
答えが実はあった。ですから、いまも大体同様の
ことなんです。ところが私は、国土総合開発委員
でも実はあるわけですね。それで、きょうは木村
経済企画庁長官が御出席をいただいていないの
ですが、岡部総合開発局長も御出席になっていら
っしゃる。これは新々全総というふうなものを修正を
するというところになってくると、いま通産大臣の
構想として述べられた、やはりこれの統一見解と
いうものが必要になってくるのじゃないかという
ような感じが私はいたします。ですからこの関係
はどうなっているのか。改定をするということに
なってくるというふうになるのか。経済企画庁は
これに対してどのような作業を進めておられるのか。
この関連性も聞かせたいだかなければ、これは
通産大臣の独走のような感じがしてなりませんか
ら、その点はひとつそれぞれお答えをいたした
かと思ひます。

○田中(重)大臣 農村工業導入促進法も、新産業
都市建設法も、この工業再配置法も、新しい全国
総合開発計画の中の一環である、このように理解
をしていただきたいと思います。ですからこの工
業再配置は十月一日施行を目途にしております。
それから新々全総は夏を目途にしているのです
が、夏といってもなかなかむずかしい問題でござ
います。夏から秋口へかけてというところでござ
います。この工業再配置は法律が成立すれば、い
ますぐ手をつけるところがあるわけでありまう。
総合的にはやれなくとも、産炭地が先行してお
りますから、産炭地の振興というものは工業再配
置の中の一つ、地方開発の一つでもあります。そ
ういう意味で仕事はできると思ひます。ただ総合
的な六十年の計画というものを完全に仕上げて、
それで新々全総と完全に合わせるということは言
えないにしても、少なくともこの法律の立法過程
からずっと経済企画庁中心で考えられてきた問題で

すから——例の本四連絡架橋公団等が軸になっ
てきたものです。あのあたりからこの問題がずっ
と推進されてきたものでありますので、政府部内
統一見解というよりも、新々全総は今の工業再配
置というふうなものを前提にして、自然発生とい
うだけではなく、六十年の一つの数字と一つの姿
というものを、仮定数字を置いてそれから逆算を
して新々全総というものをより正確な数字で非
常に増す、こういうことをお考えいただきたい。
○岡部(保)政府委員 ただいま通産大臣の御答弁
ございましたが、経済企画庁といたしましては
はつきり申しますことは、まず問題がちょっと混
乱したのじゃないかという感じがいたしましたの
で、あえて言わせていただくわけでございませ
うが、新経済社会発展計画、いわゆる五、六年の比
較的シ・ートレンジを問題にいたしております経
済計画、これは本年中に改定をいたす予定で、現
在着々と作業を実施中でございます。

そこで新々全総計画の問題でございませうが、こ
れは先ほど大臣がおっしゃいましたように、一応新
全総計画の、四十四年に策定いたしました問題
で、この計画の前提として、たとえば経済のフ
レームであるとかあるいは人口のフレームである
とか、そういうような前提を置いております。こ
の点では確かに現段階で考えまして問題がござ
います。たとえば、先ほどお話のしましたGNPの
目標にいたしまして、これは昭和四十年をベー
スにいたしまして四十年価格で百三十ないし百五
十兆の目標であるという数値が出ております。こ
れを四十五年ベースに直しますと、大体百六十兆
ないし百九十兆くらいの数字になります。した
がって現段階から、たとえば四十五年をベースに
いたしまして百六十兆ないし百九十兆というた
め、年々の伸び率というものは五・六％ないし六・六
％、約六％程度の伸びでしかない。これはいさ
か今後の経済成長率としては過小評価ではな
うかという感じが私どもも持っております。
そこで、これが一つの例でございませうが、確

に人口配分にいたしましたも、現在の趨勢を伸ば
した場合と若干の分散を見た場合ということで、
たとえば首都圏に現在の傾向を伸ばしたら四千五
十万くらいになるだろう。それから若干の分散を
加味しても三千八百五十万程度になるだろうと
いうデータもございませう。このようなあたり、確
かに分散といいたがまだまだ分散が徹底しない
というふうな問題もあるかと存じます。したが
いまして、新々全総計画の問題点、これは一応計画策
定されてからまだ三カ年でございませうが、こ
の三カ年の間に、いろいろな開発事業というもの
が実施されておりますが、このそれぞれの事業実
施の状態を、これは相当に反省しなければならぬ
点があるという点は、もう私も痛感しております。

そこで、現段階ではこれを相当に反省するため
に、現実はどういう問題点があつて、どうい
うにしていけばいいかというのを、私どものほう
では総点検をするという呼び方をしております
が、新々全総の総点検をこゝにいたしたいという考
え方でございます。したがって、総点検とい
うような問題点が出てくると思ひますが、このよ
うな問題点に對しまして、いろいろな事実上の問
題点もございませうし、また政策上の問題点も
ございませうし、そういう問題点を集大成し
て、これはいよいよ大臣のおっしゃる新々全総計
画に発展させるかどうかという問題を判断してい
きたいということが、私も事務当局の考え方
でございます。

○中村(重)委員 私は先ほど申し上げたように、
国土総合開発審議会の委員として経済企画庁から
提案された問題を審議をいたしたことが実はある
わけですね、内容的に同一な面がある。いまそれ
ぞれお答えをいたしたいと思ひますが、突っ込んで
いろいろお尋ねしてみなければならぬ疑問点と
いうのがある。実施の面においても混乱も生ずる
のではないかと感じもいたしますが、これは
また後日その点に對してはお尋ねすることに
いたしておきたい。

そこで、これらの拠点開発政策というのがある。ところが新産業都市の建設に見えますように、これはその他も同じなんですけれども、地域指定はしてあるんだけれども、大幅に計画実施が実はおくられている。また所によっては、近代工業というのが来た。来たけれども、たとえば茨城県の鹿島の臨海工業地帯のように、その現状を見ると、近代工業は進出したけれども、交通量が増大をした、それから住民の環境というものはほったらかし、もうごみは非常にたまるとかというので、これじゃたいへんじゃないかといったような深刻な事態に実は立ち至っておるといふこれらの事実を考えてみても、それから産炭地への工業の配置にいたしましても、これは遅々として進んでいない。いろいろな点を考えてみますと、この田中構想、いわゆる工業再配置促進法というものは、ほんとうにこの計画のとおり進むのだから

○田中国務大臣　どんなに低く見ても五％程度の国民総生産、国民成長率を五％以下に落とすというわけにはまいりません。その中にやはり一番問題になるのは、二次産業、俗にいう鉱工業であります。鉱工業というものに対しては、いままででは公害発生源になっておる。だから今度は生産第一主義ではなく、公害のない生産施設に転化しなければならぬ。第一、いまある施設そのものが公害除去施設をしなければならぬのであります。脱汚装置を行なうということを一つ考えてみても、これは膨大な投資を必要といたします。この国会に無過失公害というあの法律が出ておる。将来十カ年を考えてみれば、現在の生産力を維持するためにも一〇％ないし二〇％に及ぶ公害除去投資を行なわなければならない。これがこのままの事態において、現にある東京とか大阪とか川崎とか千葉とかというものに、そのままの立地条件においてその投資をするのか、新しい工業再配置という制度の中で、しかも全然社会環境の基準の違う、道路の中心線から二メートル下がったところが建築線であるというようなところより、中心線から十メートルというようなところより

です。なら、いまだたくさんあるじゃないか。これは全くばらばらであります。これは請願、陳情によつて地域格差を解消するなどのいう近視眼的な立場で立法されたものである。私たちがこういうものに対して議員立法をみずからやったのでありますから、それはそのとおりなんです。しかし、今日はそうではない、全国を総合的に開発する。言いかえれば、少なくとも二次産業比率の平準化政策を推進しない限り、日本国民の生活レベルは上がらない。昭和四十年に対して六十年では若年労働力は三〇％しかふえないのであります。そ

だから、この工業再配置法ができれば、私はその意味では、新産業都市とかいろいろな離島振興法などは、ある意味においては特殊なもつと高い工場基地にもなると 생각합니다。私はそういう意味でいろんなものが総合的に——地域開発法、北海道東北開発法とか四国九州開発法とか、そういうものまでみなある時期に整理をされていくべきだと思ひますが、なかなかその逆の政策をやつておる。これは発想の転換なんです。発想の転換といふのは、逆のことをやれば発想の転換でありまふ。實際そういうことをやるということは困難な

○中村(重)委員 掘込開発政策というものはばらばらだ、全くそのとおりなんです。そこで大臣が反省の上に立ってみずから議員立法をやったと

いうことの失敗というものを認めになったんだが、発想の転換をやる、発想の転換はいわゆる逆をやることだ、こういうことなんですよ。じゃ具体的にどうするかということはまだ問題として残されている。これからずっとお尋ねをしていかなければならぬということになってまいりますが、それは後日に譲ることになります。

そこで、いま大臣がいみじくもお答えになったとおり、そういう選挙対策とか何となくいうか、そういういろんな面から議員立法もやったり、あるいは政府の提案によるものもある。ところが、これで地方団体というものはむしろ立ち上がって、あるいは中には大きな期待を持ってこれを誘導するというようなことで、運動、陳情行動を続けたというような人々もある。ところがいずれにいたしましても、いまのように指定はされたけれども実際は与えられたもの、得たものはない。ただ公害だ、環境が破壊されただけだ、そして負担というものが実は加重されてきている。ですから、地方団体にとっても地方住民にとっても、迷惑千万であるということなんです。今度は地方自治体に対して、地方住民に対して迷惑をかけないように、大臣の構想のもとにほんとうに地域社会の開発、快適な環境づくりというものをやって、私が申し上げました人間尊重というような線に沿って進めていかなければならないと私は考えるわけです。したがって、そういう土地地域団体、地方団体に対し、それから地方の住民に対して迷惑をかけない、これの期待にこたえるという具体的な構想がなければならぬ。その点に対しての考え方を聞かせたいだいたいと思えます。

○田中務大臣 究極においては国の利害と地方の利害と地方住民の利害というものは完全に一つになるということではないと、政策目的を達成することはできないし、政策効果をあげることはできません。これは国が国民総生産をあげるために地方開発を行なうということではなく、やはり国も理想的な姿をつくるための方向をきめて政策を行なうわけでありまして、誘導政策を行なうため

に固定資産税の免税を行ったり、不動産取得税の免税を行ったり、また工業用水道をつくったり、いろいろなことをしなければならぬ。学校をつくらなければいけません。いろいろなことがあるでしょう。市場もつくらなければいけません。そういう場合に免税措置だとかいろいろの財源措置は国が行なわなければならぬ。これは当然だと思うのです。それに長期的展望に立てば、国が投資効率というものを確保できるという立場で政策を推進するのですから、当然政策的にはそれでなければいけません。だからこの法律は固定資産税を二十五年間免税をするということだったので、いま三年というところになっておりますが、これは必ず制度上は二十五年にはなると思えます。やる意思があるかないかの問題なんです。そんな中途はんばな態度で大きな政策が実行できるはずがありません。イタリアがあれだけの労働者住宅をつくったときにどうしたか、非常に鮮明であります。これは御承知のとおり、生保と健保の割手金は労働者住宅以外に使ってはならない、そのかわりに固定資産税は二十五年間免税をする。そうでなければ、中途はんばな政府で政策効果をあげられるわけがありません。そういう意味で政策が考えられておるわけでありまして、今度は実際——ちやうど北海道が九十年で三万九千人が五百二十万人になった。そのときには政策は鮮明な先行投資をしたわけですね。太政官布告によって北海道開拓に必要な総投資は全額国が負担する、こういう日本

の一番大きな先行投資をやって五百二十万になった。しかし、負担制度を満足した三十九年から北海道の人口増が頭打ちになった。まさに皮肉な現象であります。そういうような状態で北海道があのようになつた。国が政策的恩恵を与えたものの何倍、何千倍、何万倍と国民総生産に寄与しておるのでありますから、今度の政策を進めていくことによって、いままでほとんど人口が減って、お寺のようになつてしまつたという公共的な金を出してこわさなければいけません。そういうような状態が生産性に転化をされるといふ全く理想的な姿というものを想定しておるのでございまして、この政策を進めるために村や町が反対運動を続ける、住民の意思が反対をするようなところは工業化しない。そんなところは工場が行くはずはありません。これはその住民がそうでなければ村を捨てなければいけません。この水を、雪を、土地をというようにここに集中的に理想的な二次産業と一次産業との調和点を考えようというのが究極の目的でございまして、政府と住民との間に利害がそごする、対立をすることは全然考えておりません。

○中村(重)委員 あと二問で終わりますが、この法案をずっと見てみますと企業に対する優遇措置というところはあるのです。ところが雇用の安定というところについては何か抽象的規定があるにすぎないのです。大臣は、工業再配置に伴って生ずる失業問題、新たに発生する工業雇用問題に対してはどのように対処していこうとお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○田中務大臣 ほんとうにそこがポイントなんです。雇用問題というものをこの法律にまで網羅できなかったことは時間的にも遺憾だと思ひますが、この法律が成立すれば逐次そういう実体法が必ず整備されていくということなんです。これはいま東京の例をとりますと、五千人の一つの工場を地方へ移しますと大体二万五千人から三万人移動するわけでありまして、三万人移動すると、関係の下請産業まで考えますとおおむねその倍、五万人ないし六万人。だから実際の稼働人口の十倍以上が動くのです。定着をするのです。ですから、そういう意味では地方の中核都市をつくるというところはそんなにむずかしい問題ではない。そのときに一番の問題は、中高年齢層になつておつて、行くときには一休学校があるのか、住宅をどうするかという問題が起るのです。ですからそのときに住宅というものを新しい制度で、当然住宅金融公庫や住宅公団の対象にならなければいけません。それだけでなく厚生年金とかその他のものの極限された人になれば非常に安い理想的なものができるわけでありまして、それは、そこにうちを提供する、それはそのまま定着してもよろし

いし、それを定年が来たときには会社から共済が何かで借りて郷里に土地を求めてもいい。そういう制度が日本には全くないというところに住宅問題が本格的に解決できないのです。そういう意味では私も十分考えたのですが、これは建設省の仕事でございまして、建設省の仕事で規定をするのは少し早いな。しかし私はかつて議員立法として公営住宅法をつくったときに、労働省の労働者住宅も厚生省の住宅も、公営住宅法の中に入れて議員立法を行なったこともありまして、労働者住宅、労働者住宅というものを当然考えるべきだ、そういうことを考えております。しかし、そういうことは、まず本法が成立しないことには、それに付帯する実体法というものは非常に広範なものが出てくると思うのであります。そういうことで、第二、第三の——ことは十月一日の発足でありますから、来年の四月一日までには第二の

いまの労働者問題とか、都市から出ていく場合には当然安定できるように、移転ができるような受け入れ体制を制度上つくらなければならぬというものの整備を行ないたい、こう考えております。

○中村(重)委員 ともかく大臣は、通産省所管の基本法ではなくて単独立法であるのだから、各省にまたがるものを詳しく規定するわけにはまいらない、こう言われた。しかし、いずれにいたしましても拠点開発政策というものがばらばらに行なわれて、大きく期待したものが現実には痛めつけられておるといふのが実態なんだから、住宅問題、労働問題といったようなものの諸政策というものが十分納得いく形において打ち出されてこなければならぬという理解はしないし、また安心してこれを受け入れることはできないだろう、こう思うのです。

先ほど来大臣がお答えになりました環境問題、公害の問題にいたしましても、先ほど工業再配置促進法案に対していろいろな意見が述べられておるの賛否両論相半ばしておると私は思つておるのです。中には、田中構想というものは公害の散布政策とさえ酷評するものがあるのだから、またこ

れによって公害をまき散らされるのだ、これをどうしてくれるのだ、ごめんこうむるという意見があるのも事実ですから、公害対策に対しても発想の転換、これは逆をやればいいのだ、こういうならその中身を先ほど申し上げたようにやる、これによって環境保全をやるのだ、文化の保存もしていくのだ、公害を起こさないのだ、交通の渋滞を来たさないといったような、いままで起こった現象を起こさせないというふうなそういうこと、なればならないと私は思います。したがって、私もそれらの点に対しても今後ずっと詰めてまいりますから、十分ひとつ大臣もその点を詰めていっていただきたい。これは他の省に關係をすることであるからというふうなことであつては、私もはどうしてもこれに対して、安心をしてこの法律案を上げるわけにはまいらない、こういうことになってまいります。だから、最後にひとつ総括してお答えをいただいて、これで終わりたいと思います。

○田中務大臣 公害をまき散らすなどということではなく、この法律の目的としておるところが明治二百年の展望に立った、ほんとうになさなければならぬ方法だ、こういうふうな考えておるのです。

それで、一つだけ最後に。これは一番初めの審議でございますから、ここで一つ申し上げておきたいのは、これはそこまで考えてもらわないと、及び腰ではこの政策に身が入らない。私は非常にたいへんな問題だと思つておるので、これは地価の問題とかいろいろな問題を解決する手段としては、これを除いてはないという考え方です。

それはどういふことかといふと、世界の地球儀をぐるっと回してみれば非常にかかるのです。南の地帯で、水が豊かで肥沃の土地は全部一次産品地帯であります。これは主要工業国でも、南北問題を見て、百四十カ国を見て全部そうです。主要工業国は日本の北海道よりも北であります。しかも、アメリカを見て、ミズーリの兩岸は全部一次産品地帯です。そうして、五大湖の寒

気り烈なところが二次産業の工業が行なわれておる。それには誘導政策が必ずあるのです。ですから、一次産品の最適な地帯が工業地帯になったというのは日本だけであります。世界百四十カ国にありません。東海、山陽地方、このベルト地帯に鉄工業生産の七〇％を持つておるといふのは世界のどこにもない。それは自然発生を全く是認をしておつたという百年の歴史の結果だと思つておる。だから、農村地帯に最適な地帯は工業地帯になつて、そうして北の北海道まで米をつくらなければならぬという政策が、必ずしも私は日本のためにほんとうの政策だったかといふことは、まあ先人がやつた仕事でありますから、われわれ自身は静かに見るべきであります。しかし、そういうことは實際逆じゃありませんか。だから今日、明治百年になつて、そして飽和点に達した都市集中といふものは、ちょうどデメリットとメリットが同一になつた。新しい視野に立つて新しい角度から将来を展望するとすれば、私はやはり一次、二次、三次産業——まあ三次産業は付随して起こる問題でありますから、一次産業と二次産業との調和を日本が考えないで新しい政策の前進はないと思つておるのです。だから、そういう発想からこの問題が取り上げられたのでありますが、理想にきゅうきゅうとしたものでは絶対にない。

では、このようなことをやらないで可能であるかといふことを考えて一つのものを計算してみたのですが、東京を一つの例にしまして、東京の現時点の道路交通といふものを考えてみると、これは、全都市面積の三五％道路があればニューヨーク並みになる。三五％になるにはどうするか。東京の道路を三倍にするか三階にすればいいわけであり。だから、立体化をすれば、必ず東京も大阪も、ちゃんとこれからまだ五％ずつ、三十年くらい成長するだけのものを収容する能力はあります。ありますが、皮肉にも、そのような過度に人を集中せしめて二千万台の車が三千九百万台をこすときには、二十三区内の空气中に占める亜硫酸ガスは人間の生存許容量をはるかにこすという

計算が出るのであります。そういう数字の上に立つて五年後、十年後の展望といふものを考えるので、一体後代の民族の姿をこうするのだといふことは私はいえないだらうと思ふ。私は、だから思いつきや何かでこの法律を提案しておるのじゃありません。この法律を今日スタートさせずんば一体どうなるんだという非常に深刻な気持ちで、ほんとうに口で言うのではなく、論文としてではなく、新しい日本の、五％ないし七・五％というような高い成長を維持して国民総生産を拡大しながら、公害を伴わない成長を続けようとするにはやはりこの処方せんが必要である、こういう考え方でございまして、念のため、たいへんおそくなつて申しわけありませんでしたが、二、三回は申し上げませんから、そういう考え方で立法に踏み切つたのだといふことはひとつ御理解賜わりたいと思います。

○鴨田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることにし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十五分散会

昭和四十七年五月十一日印刷

昭和四十七年五月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局